

農林物資規格調査会

議事録

農林水産省消費・安全局表示・規格課

農林物資規格調査会 議事次第

日 時：平成 25 年 9 月 4 日（水）12：59～16：16

場 所：農林水産省 第 3 特別会議室

1 開 会

2 会長選出

3 局長挨拶

4 議 題

（１）日本農林規格の制定について

- ・直交集成板の日本農林規格

（２）日本農林規格の見直しについて

- ・合板の日本農林規格
- ・ドレッシングの日本農林規格
- ・乾燥スープの日本農林規格
- ・醸造酢の日本農林規格
- ・生産情報公表牛肉の日本農林規格
- ・生産情報公表豚肉の日本農林規格

（３）その他

5 閉 会

○越野上席表示・規格専門官 定刻になりましたので、「農林物資規格調査会」を開催させていただきます。

事務局の越野でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様には御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。
本日は、8月17日に委員が改選されましてから始めてのJAS調査会となります。

初めに、事務局から委員の皆様の御紹介をさせていただきます。お手元の資料を1枚めくっていただきまして、委員名簿をごらんください。恐縮でございますけれども、五十音順で御紹介させていただきたいと思います。

阿久澤委員でございます。

○阿久澤委員 阿久澤でございます。よろしくお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 井上委員でございます。

○井上委員 井上です。よろしくお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 菅委員でございます。

○菅委員 菅でございます。よろしくお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 清野委員でございます。

○清野委員 清野です。よろしくお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 近崎委員でございます。

○近崎委員 近崎です。よろしくお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 宮地委員でございます。

○宮地委員 宮地でございます。よろしくお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 村瀬委員でございます。

○村瀬委員 村瀬です。よろしくお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 森光委員でございます。

○森光委員 森光です。よろしくお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 ありがとうございます。

本日、夏目委員と丸山委員は御欠席との御連絡をいただいております。また、椋田委員と山根委員は後ほど来られるということでございます。

本日は、12名の委員のうち8名の委員に御出席をいただいております。定数の過半数を超えておりますので、農林物資規格調査会令第6条第1項の規定に基づき調査会は成立しております。

なお、本調査会は農林物資規格調査会運営規程第6条第1項の規定に基づきまして公開となっております。傍聴する方を公募いたしましたところ30名の応募がありまして、本日傍聴いただいております。

それでは、初めに農林物資規格調査会令第4条第1項の規定に基づきまして、本調査会の会長を委員の互選により決めさせていただきます。どなたか御推薦いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

村瀬委員、お願いいたします。

○村瀬委員 私からは、前の会長でもあり、JAS 規格に造詣の深い阿久澤先生をぜひ推薦させていただきたいと思います。

○越野上席表示・規格専門官 ありがとうございます。

ただいま阿久澤委員を推薦するという御意見が村瀬委員からございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○越野上席表示・規格専門官 それでは、異議なしということでございますので、阿久澤委員が会長に選出されました。

阿久澤会長には会長席にお移りいただきまして、以後の進行のほうをよろしくお願い申し上げます。

(阿久澤委員、会長席に移動)

○阿久澤会長 会長に推薦いただきました阿久澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、円滑な議事進行に御協力いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に基づきまして、3 番目になりますが、小林局長に御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林局長 ただいま御紹介いただきました消費安全局長の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、このたび8月に委員にそれぞれ御就任いただきまして、御礼を申し上げたいと思います。また、きょうは大変お忙しい中、加えて、9月とは思えないような暑さの中をおいでいただきまして感謝申し上げます。

最初に少しだけ私の自己紹介をさせていただきます。私は、直前は農林水産技術会議の事務局長をやっております、消費・安全局長をやっておりました藤本局長と7月に交代という形で人事異動がありまして着任いたしました。

ただ、実は JAS 調査会とのかかわりはかなり前からございまして、今から12年ほど前でしょうか。今ちょうど國井課長がこちらに座っておりますけれども、彼のいたポスト、課の名前は変わっているのですけれども、そのポジションにありました。そこで JAS 調査会に何度も出席させていただいて、委員の先生方に御議論いただいた経験がございます。大変懐かしい会議でございます。

その当時からも思っていたのですが、JAS 制度自体は大変すぐれた制度だというふうに私は思っております。といいますのは、まず、ルールを決めて、そして、そのルールをしっかりと民間の方が守られて、そしてまた民間の機関がそれをチェックする。そして、さらに間違いがないかどうかについては行政のほうで改めてチェックいたしますが、基本的には民間が自立的に運営をするという仕組みになっております。そして、そのルールづくりに際しては消費者の方や生産者の方やさまざまな方の御意見を得て、コンセンサスを

てルールを決める、そういう仕組みになっておりますので、実は行政コストは余りかからないという仕組みでございます。お金をかければいろいろな仕組みはできるのでしょうけれども、行政コストをかけずに消費者の方に納得いただいて商品の選択ができる、また、メーカーの方もこういう基準を満たしていれば自信を持って商品が出せるというルールを決めていくという仕組みは、大変すぐれた制度ではないかというように思っております。

そのために JAS 規格はたくさんの規格がございます。決めるに際しましては、さまざまなかんかんがくがくというのでしょうか、従来、議論が重ねられて制定されてきた規格でございます。ただ、そういった規格も得てしてよくありますが、一旦決まってしまうと何となく惰性でそのままあるのだけれども誰も使わないとか風化してしまうということは起こり得る現象でございます。消費者のニーズも変わりますし、メーカーの方の加工技術あるいは原料調達、さまざまな点で時代とともに動きます。その都度、新しい規格、場合によっては新しい制度をつくり、見直しをしていくということが消費者の方の選択に資するために大変重要なことだろうというふうに思っております。

この JAS 調査会では、そういった新しい規格をつくる、場合によっては新しい制度をつくる際に御意見を伺う、あるいは従来の規格の見直し、廃止、こういったものに柔軟に御対応いただくということをお願いしているところでございます。

本日も CLT だとかスूप、その他幾つかの品目につきまして皆様方の御意見を伺って、規格の制定・改廃の検討を進めていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

私が JAS 規格の担当課長をやっていたときもそうですけれども、大変議論が活発になりまして審議が長引くとかそういうこともいろいろございますけれども、そのこと自体も私にとっては大変ありがたいことだと、活発な議論をしていただくことによって消費者の方、生産者の方、メーカーの方、皆さんが納得できて、結果として国民の皆さんに喜ばれるような規格をつくっていただくことが最も我々にとって必要なことですので、ぜひ忌憚のない御意見を戦わせていただきたいというふうをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

続きまして、7月2日付の人事異動で農林水産省審議官になられました福島審議官、それと、9月1日付の人事異動で表示・規格課長になられました國井課長に一言自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、福島審議官、よろしく願いいたします。

○福島審議官 7月2日付で消費・安全局担当の審議官を拝命いたしました福島でございます。

私は、もともと厚生労働省の出身でございますけれども、これまで食品衛生については、保健所であるとか検疫所、そういうところで経験してまいりました。これまでの経験を生かして仕事をしてまいりたいと思いますので、どうぞ先生方、よろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 では、國井課長、お願いいたします。

○國井表示・規格課長 9月1日付で表示・規格課長を拝命しました國井でございます。

消費・安全局のほうは8年前まで総務課のほうにありましたけれども、表示・規格の仕事を本格的にさせていただくのは今回初めてということになりますので、委員の皆様方におかれましては、ぜひいろいろと御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それでは、議題に入る前に農林物資規格調査会令第4条第3項に基づきまして会長代理を指名したいと思います。会長代理は会長が指名することになっておりますので、私から森光委員に会長代理をお願いしたいと思います。

○森光委員 よろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それから、本日の調査会の議事録署名人の指名を行います。調査会運営規程第7条第1項により会長が指名することになっておりますので、今回は井上委員と菅委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から資料の確認及び議事内容の公表につきまして説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。その前に、局長、また、事務局は、会議等がございまして中座することがございますのでお許しください。

では、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしている資料は、まず次第。

その次に委員名簿。

次に、資料1の「日本農林規格の制定について『直交集成板』」から資料8の「JAS 規格の制定・見直しの基準」までとなっております。

あわせて、本日、この説明資料をお配りしていると思います。傍聴の皆様にもお渡ししていると思いますので、ない方は事務局のほうに申し出ていただければありがたいと思います。

また、規格調査の結果と原案作成の会議の報告書を委員お二人の間に1冊置かせていただいております。資料に過不足がありましたら、また事務局までお伝えください。よろしいでしょうか。

そして、本日の議事内容ですが、発言なさった方々のお名前を明記の上、後日、農林水産省のホームページで公表いたしますので御承知願います。

資料の確認は以上でございます。ありがとうございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから議題（1）日本農林規格の制定案について審議を始めます。直交集成板の日本農林規格の制定について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 それでは、資料１及び参考資料を用いまして直交集成板の日本農林規格の制定について説明させていただきます。

また、林産物担当池田課長補佐にも質疑に対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、お配りしました資料１の１ページ目をおあげください。これは、「日本農林規格の制定等について」の諮問文でございます。該当部分を読ませていただきます。

「日本農林規格の制定等について（諮問）」。下記１に掲げる日本農林規格の制定を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第７条第５項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記の１として、「直交集成板の日本農林規格」となっております。

次のページをあけていただきたいと思います。このページは審議事項でございます。

１－２ページ目でございます。趣旨は、標準規格として直交集成板の日本農林規格を制定すること。

内容といたしまして、直交集成板の日本農林規格として規格の適用範囲及び定義を定めること。接着の性能、含水率、曲げ性能及びホルムアルデヒド放散量等の品質の基準を定めること。品名、強度等級、材面の品質及び接着性等の表示の基準を定めることなどでございます。

本日審議いたします７規格全てについて同様に審議事項が示されておりますけれども、内容は改正案等の説明と重複する部分がございますので、以下の説明は省略させていただきます。

また、本日の進め方でございますけれども、初めに審議いただく品目について、その概要を説明させていただきます。その次に規格調査の概要、制定案等の概要、続きましてパブリックコメントの結果等の説明をさせていただきます。その後に委員の皆様方の御審議をいただきたいと思います。このように進めさせていただきたいと思います。

初めに、池田課長補佐から現物を用いまして直交集成板（CLT）について内容を説明させていただきます。

池田班長、よろしくお願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 林産物規格班の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

御審議いただく前に、CLT（直交集成板）について現物で御紹介させていただきたいと思っております。

（現物を用いて説明）

この板が、今回、直交集成板の規格の中で最小の板の厚さのサンプルになります。後でお返ししようと思っておりますけれども、これは一枚一枚を３枚くっつけていまして、この規格の中で１つの層と扱っています。

板の方向を平行に張り合わせてということですので、この繊維方向というのがこういうふうに曲げた場合に強いということで強軸方向というような言い方をしております。それと逆の方向を弱軸方向と規格の中では使っています。

こちらのプライを繊維方向が直交するように3枚貼り合わせているということで、製品としては3層3プライとなります。

この製品は、繊維方向を直交させるということで強度的にも強い、寸法安定性がすぐれるという特徴を持っています。

こちらのほうですけれども、これは厚さが3センチの杉の板を使用しています。3センチの杉の板を、これは5層なのですけれども、5層接着して作製されたものです。

先ほどのサンプルは、板3枚を接着剤を使って接着しておりますけれども、こちらのほうについては、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、上下の接着をしまして、幅方向は接着していません。規格の中ではどちらも対象にしています。海外では一般的に幅方向は貼らない方法で製品がつくられております。

このCLT（直交集成板）の実際の使用に当たりましては、こういう30センチ角のサンプルですけれども、実際はもっと大きな板状のものになりまして、それを平たいままで、例えばこれを床という形で使ったり、天井に使ったり、あとはこれを立てる形で、これが壁になるということで、そういうように使用されています。

重たいことは重たいのですけれども、実際コンクリートとかと比べますと6分の1程度の重量ということで、海外のほうではRC（鉄筋コンクリート）の建物のかわりに使われています。

簡単でございますけれども、御説明させていただきました。

○越野上席表示・規格専門官 それでは、引き続き説明させていただきます。こちらの「説明資料」の1ページ目をおあげいただけますでしょうか。

初めに、先ほど現物を見ていただきましたので、内容をポンチ絵で説明させていただきます。

まず、直交集成板は、「1. CLT の構成」を見ていただきたいのですけれども、先ほど説明があったように、ひき板または小角材を幅方向に並べ又は接着したものをお互いに直交させて積層したものです。

そして、これは1990年代に欧州で開発されたもので、海外ではCLT（Cross Laminated Timber）と呼ばれているものでございます。

そして、直交集成板の規格上の位置づけでございますけれども、表の右側の「2. CLT の製造・構造上の特徴」を見ていただきたいのですけれども、左側に「原料」と書いてございますけれども、原料でひき板と単板と2つ書いてございます。ひき板は、丸太をのこでひいたものをひき板と言っております。そして、単板というのは丸太をロータリーレース等でかつらむきしたものを単板と言っております。ひき板を繊維方向に平行で積層した

ものが集成材ということです。これを直交させて積層したものが CLT という今回の規格でございます。

そして、今度は単板を平行に積層したものを LVL（単板積層材）、そして、これを直交させたものは合板ということになります。ですから、ひき板を直交させたものを今回規格化するわけですが、CLT は今まで規格をつくっていなかった新規の規格という位置づけになります。

次のページをおあげください。先ほど、CLT は欧州で開発されたということでございますけれども、海外における直交集成板の利用状況を説明させていただきたいと思えます。

直交集成板は厚みのある製品でございますので、断熱性、遮音性及び耐火性が高く、さらに積層接着した製品であることから、寸法が狂わないという寸法安定性が高いという特徴がございます。また、厚みのある大型の製品を製造することができますから、耐震性の高い建築物を建てることも可能で、工法によっては工期を短くすることも可能でございます。

この写真を見ていただきたいのですが、海外（オーストリア）では、このようなホテルにも使われているということで、工期の短縮ということになりますと、その下の写真にあるようにはめ込みでつくっていくということで、現場も汚れない、工期も短くする、そのような工法が注目されているところでございます。

そして、生産量でございますけれども、2を見ていただきたいのですが、ここに示した統計では、2012 年では 40 万立方メートルとなっております。これはどのくらいの数字かとなりますと、CLT のみを使用した 3 階建ての住宅をつくった場合、約 3,500、このくらいの程度になります。そのように年々欧州ではその使用量がふえているという現状がございます。

次のページを見ていただきたいと思えます。「規格調査の概要」でございます。規格の制定、見直しをするときには、その品質状況とか利用状況を事前に独立行政法人農林水産消費安全技術センターが調査をして、その調査をもとにして規格を制定したり改正する、そういうことを行っております。その規格調査の概要のポイントのみをまとめたところでございます。

まず、日本での製造状況について先に説明させていただきます。日本では、杉の間伐材を利用した直交集成板が製造されており、床材やスロープ材などの内装材のほか、国土交通大臣の個別の認定を受けて耐力壁などに利用されているということでございます。

1 の写真を見ていただきたいのですが、これは杉でつくった直交集成板の例です。

そして、現在、直交集成板の JAS 規格がなく、建築基準法上の位置づけが明確でないことから、直交集成板を柱やはりなどの建築物の構造耐力上、主要な部分に使用するためには個別に大臣の認定を受けなければならないという制約があるわけでございます。今後は JAS 規格がつくられることによって建築基準法関連告示の整備が進み、直交集成板の利用が促進される、そのように考えているところでございます。

次に、海外の品質の状況を説明させていただきます。左側の「2. 海外製品の品質状況」を見ていただきたいと思います。

寸法ですけれども、まず、厚さは30ミリから500ミリ、すなわち3センチから50センチとなります。幅は1.2メートルから4.8メートル、長さは1.2メートルから30メートルということです。当然、長いものについてはたて継ぎをしたものということになります。層でございますけれども、先ほど3層とか4層という説明がありましたけれども、実態では3層から33層になっているということでございます。

そして、これは板と板を接着剤で接着していますから、どのような接着剤が使用されているかということでございますけれども、レゾルシノール・フェノール樹脂とかメラミン樹脂、水性高分子イソシアネート系樹脂が使われるほか、集成材等の接着剤として日本での使用実績のないポリウレタン樹脂も海外では使われている状況にあるということでございます。

3番目、「直交集成板の製造方法」、右側を見ていただきたいのですけれども、これは先ほど説明したように、つくり方ですけれども、丸太をひき板（ラミナ）にして、これを人工乾燥する。それを幅方向に並べ又は接着する。なぜ「又は」でつないでいるかというと、幅はぎの横のところを接着するものも接着しないものもあるということの説明が先ほどあったと思いますけれども、そして、それを繊維方向にクロスして積層接着して仕上げていく、これがつくり方でございます。

そして、次に国際的な規格の動向でございますけれども、国際規格についてはISO/TC165（木質構造専門委員会）で、米国国家規格協会の規格をベースに検討が行われている状況でございますけれども、まだ制定に至っていないところでございます。

その他の事項ですけれども、日本CLT協会からCLTのJAS規格化が要望されているところでございます。

これが「規格調査の概要」でございます。

次のページをおあけください。次に、直交集成板の日本農林規格の制定案の概要を説明させていただきます。

まず最初に「規格の位置付け」でございます。諮問の審議事項の中に「標準規格として」という言葉があったと思いますけれども、この規格の位置づけについて若干説明させていただきます。平成15年から16年に行われましたJAS制度のあり方検討会の中で、JAS規格の役割やコンセプトが不明確ではないかということが当時の指摘にございました。これを受けまして、JAS規格の見直しの基準において規格の位置づけを明確にした上で制定等を検討することが規定されています。ですから、この規格は業者間の取引に使われるのか、消費者の選択に資する規格なのかとか、そういう目的をはっきりさせて規格をつくっていきましょうということでございます。

そして、規格の中には2つあるということを以前に説明したかもしれませんが、標準的な指標を定めた標準規格、そして、もう一つは特色規格といって、有機とか熟成ハ

ムとか、そういう製造上特色の規格を売りにした規格の2つに分けて整理をするということで、今回は CLT の直交集成板は事業者間の取引に資する標準規格として位置づけて規格の内容を検討するということにしたわけでございます。

また、見直し基準では、規格の制定に当たっては、製造者から規格をつくってほしいという強い要望があること、規格が特色規格または標準規格のいずれかに該当すること、また、JAS 規格として普及すべきものであるということ、これが規格をつくる際の要件になります。

その要件を今回の直交集成板の制定に当てはめると、まず1点目は、日本 CLT 協会から制定してほしいと要望が出されているということ、そして、取引のための標準規格としての規格化が可能であるということがまず2点目、そして3点目として JAS 規格をつくることによって関連基準に JAS 規格が位置づけられることによって直交集成板の利用拡大が見込まれるということでございます。

以上のことから、今回の規格化というのは制定の要件を満たしていると事務局では考えているところでございます。

次に、規格名について御説明させていただきます。「1. 規格名」のところを見ていただきたいと思いますけれども、ラミナを直交(Cross)させ、積層(Laminated)した板(Timber)であることから、規格の名前を「直交集成板の日本農林規格」と今回は定めさせていただいたところでございます。

次に、「2. 規格の構成」を見ていただきたいと思います。第1条では直交集成板の範囲を規定した「適用の範囲」。直交集成板と呼べるものはここからここまでの範囲ですよというものを定めている。2番目の第2条では、この規格で使用する用語の定義を規定しております。そして、第3条では品質の基準として「接着の程度」、接着剤でラミナをとめますので、それがどの程度接着がされているかが基準になります。あとは含水率、ラミナの品質、材面の品質、構成の種類、曲げ性能、ホルムアルデヒド放散量、材料、この「材料」の中にはラミナの厚さとか幅とか接着剤等が入っていますけれども、そのような基準を定めるということでございます。そして、第4条として測定の方法、これが「規格の構成」となっております。

次に、右側の「定義」を見ていただきたいと思いますけれども、ここで、先ほどのラミナという言葉があります。「ラミナ」を見ると、「直交集成板を構成する最小単位のひき板をいう」と書いています。これは、たて継ぎしたものを含むとか、定義をしっかりと読むとそういうふうに書いていますけれども、ラミナというのは直交集成板を構成する最小単位のひき板という定義だということです。

「プライ」というのは、先ほど説明がございましたけれども、ラミナを幅方向に接着したもの、1つの横の層をプライという。

そして、「層」というのは、「直交集成板を構成するプライ又はプライを積層接着したものをいう」と。「プライ又はプライを積層接着したもの」と「又は」でつないでござい

ます。この図を見ていただきたいのですが、5層7プライと書いてございます。よく見ますと、7プライというのは7つの層になってございます。ですから7プライなのですけれども、5層というのは、表の1層目と2層目が平行層で接着されています。これを1層としてカウントするということで、表と一番下の2層が平行層で接着されていますので、これらをそれぞれ1層とカウントすることから5層7プライと、7枚重なっているけれども5層と定義をしている。このような用語の定義が第2条の中で規定されているということでございます。

次のページを見ていただきたいと思います。「直交集成板の試験方法」ということをここにまとめさせていただいております。規格の中でどういう品質要件を定めているのかということをごにまとめさせていただきました。

まず1番目の「剝離試験」と2番目の「ブロックせん断試験」は、接着がしっかりとされているかということを評価する項目でございます。

剝離試験というのはどういう試験かといいますと、試験片をとりまして、これを浸せき、例えば一例ですけれども、水の中に入れておいて、また乾燥させて、接着がはがれないか、そういう内容を評価するということでございます。これが一つの剝離試験でございます。

次にブロックせん断試験でございますけれども、このように試験片を段ちでつくりまして、そこにせん断力をかけて、これがはがれる、壊れる、これを評価して接着のせん断の強さを評価する、この2項目で接着の評価をするということでございます。

次に、3番目の「含水率試験」を説明させていただきます。木材は水分が多いと狂いが生じてしまいますので、ある程度乾燥させているということで、基準の中で15%以下と定めさせていただいております。ですから、その基準になっているかどうかを試験片をつくりまして、これを乾燥器の中に入れてまして、そして減った量をはかって含水率をはかる、このような試験方法でございます。

そして、4番目の「曲げ試験」と「せん断試験」でございますけれども、これは林産物の強度を評価する一般的な方法でございます。まず、板がどのくらいたわむか、そして、どの程度で板が折れるか、そのような2つの観点から評価をするということでございます。

まず、曲げ試験というのは、試験片にこのように荷重を加えまして、どのくらいたわみをするか、そういうことで曲げヤング係数とか曲げ強さを測定するというのが曲げ試験でございます。次にせん断試験でございますけれども、このように力を上下にかけまして、せん断するまでの最大荷重量を測定する。このような2つの項目で板の強さを評価しているということでございます。

6番目の「ホルムアルデヒド放散量」でございますけれども、試験片から放散するホルムアルデヒドを容器に入れた蒸留水、下のほうに「蒸留水」と書いていますけれども、密閉容器の中に置いておいて、そして、そのホルマリンがどんどん放散します、それが蒸留水の中に吸収されて、その吸収された量を分光光度計で測定するというような測定方法でございます。

以上が試験方法でございますけれども、この方法は共通の試験方法でございます、集成材または合板等でも同様の内容がほぼ規定されているところでございます。

以上が制定案の概要でございます。

今、規格の細かい中身は説明しておりませんけれども、またこれは法令審査の段階で字句が変わることがございます。それは御了知いただきたいと思います。

最後に、パブリックコメントの御説明をさせていただきたいと思います。今度は本編の資料1の39ページを見ていただきたいと思います。

平成25年6月13日から7月12日の1か月間、パブリックコメントをさせていただきました。いただいた意見は24件寄せられまして、改正案に関するものは15件でございます。いただいた意見についての農林水産省の考え方を次ページにまとめさせていただいておりますので、資料の1－40を見ていただきたいと思います。

いただいた意見をこれから御説明させていただきますけれども、この規格をつくって反対だとか、こんなことでは困るとかという意見はございませんでした。この規格の一部をこういうふうにしてくださったらいいのですけれどもという要望とか解釈、そういうものが主な内容でございました。

最初の「第2条 定義」関係でございますけれども、定義に記載した図1は、5層7プライの例であることを明記してほしいということでございます。これは、本文の中に図が書いてあるのですけれども、そこに御意見を踏まえて明記することといたしました。

2点目、規格の内容でございますけれども、屋外部材、屋内部材ごとに保存処理に関する基準を設けてほしいということでございます。この保存処理というのは、今、製材とツーバイフォーに規定されています。腐らないように薬剤で処理をするわけでございますけれども、集成材とか合板とかそのものについては規定しておりません。それは接着剤を使いますので、その薬剤がどういう影響を与えるのかということを検討しなければいけないので、今回意見をいただきましたこの部分につきましては科学データに基づき検討が必要であることから、今後の検討課題にさせていただくことで整理をさせていただきました。とても貴重な意見なのですけれども、これを施すためには、科学的データに基づいてしっかり検討しなければいけないと。強度にかかわるもので、人の命にもかかわることなので、そこは十分検討してからまたやらせていただきたいと思います。

次に、スギノアカネトラカミキリによる被害を受けた被害材を利用できるようにしてほしいということでございます。この部分については、今、規格の中ではその他の欠点ということで、被害を受けたもの、虫穴があいたものについては使えないようにと整理をしているところでございます。この意見の方はそれを使えるようにしてほしいということですが、これも虫穴がどの程度あけば大丈夫なのかという判断基準というのはなかなか難しい部分がございます。ですから、これについても今後の検討課題ということにさせていただくという整理でございます。この部分については井上委員が御専門ですので、私の

説明の後に井上委員から、この被害の状況について御説明いただいて、審議を深めていただきたいと思います。と思っています。

次に、同一プライの中で樹種の混在は可能なのかということでございますけれども、これはラミナの品質の構成において同一の樹種であることが必要だということを規定しておりますので、規格上は混在を認めていませんということの御説明でございます。

その次に、「幅はぎ接着層」と「幅はぎ評価プライ」の違いがわかりにくいということでございますけれども、幅はぎというのは、ラミナとラミナを横にくっつけることを幅はぎと言っているわけですが、この2つの用語の定義がわかりにくいということの御指摘でございます。これにつきましては、御指摘を踏まえまして本文の中にわかりやすく整理させていただきましたということでございます。

規格の内容を見ていただきたいのですが、資料の1－8ページ目を見ていただけますでしょうか。上から7行目に「幅はぎ評価プライ」とございます。ここに定義がございます。

もう一つ、「幅はぎ接着層」という言葉がわかりにくいという御指摘ございました。この部分につきましては、次ページ、1－9を見ていただきたいのですが、この中で波線が書かれてございます。これは新旧対照表の書き方で、波線で書かれたものはパブコメの意見を踏まえまして修正をしましたという印でございます。その中で「4面における幅はぎ接着層（小角材の幅方向の接着層及び幅はぎ評価プライにおける幅方向の接着層をいう）」と、かっこの中でしっかりと内容を説明させていただいたということでございます。このようにして意見を踏まえて修正をさせていただきました。

次に幅はぎ接着の具体的な接合方法の規定はないのかということの質問でございますけれども、今回は特段に規定はしておりませんということです。

その次に行きます。ヨーロッパではほとんど例外なくポリウレタン樹脂が使われているという御指摘でございます。これで規格の中で使えるようにできないだろうかという御意見でございます。

これにつきましては、ポリウレタンについては、今、日本での使用実績がございません。それは、日本の環境でこれが適合するかどうかという問題がありまして、本当に使っているかという評価を正しくしなければいけない、検討が必要だということで、今後の課題とさせていただくということでございます。この接着剤のことにつきましては井上委員が御専門でございますので、ポリウレタンをどうして日本で使うように判断しないのかという御説明を後ほどいただければと思っています。

次に、製品及びラミナの厚さの制限を設けたのはなぜかということでございます。この部分について御説明させていただきます。資料の1－13ページを見ていただきたいのですが、これも、「寸法」というところがあります。その中に厚さと幅と長さの規定がございます。2として「直交集成板の厚さ、幅及び長さがそれぞれ表6の数値を満たしていること」

という基準がございます。このように、厚さは 36 ミリ以上 500 ミリ以下という規定、そして幅は 300 ミリ以上、長さが 900 ミリ以上という製品の規格を定めております。

これは製品でございますけれども、次にラミナについて資料 1 の 12 ページを見ていただきたいのですが、**「材料」**がありまして、**「ラミナの厚さ」**というところがあります。**「ラミナの厚さは次の要件を満たしていること」**で、12 ミリ以上 50 ミリ以下であること。先ほど、製品の厚さが 36 ミリ以上で、直交集成板は 3 層以上としておりますので、12 掛ける 3 で 36 ミリと、ここに 36 ミリということが出てくるのですが、そういうように仕様が定められています。それを定める理由は何なのかということの御質問でございます。これにつきましては、ここに書かれておりますように、製品の強度を担保するために海外の規格を参考として定めさせていただいたのだということでございます。ですから、物の考え方として、最終製品で強度がしっかりしていればいいのではないかという性能規定というものがあります。もう一方として、何センチから何センチ、何センチから何センチと細かく仕様を定めるという規定の仕方もあるわけですが、今回、CLT は初めての規格なので細かく定めさせていただいたということを説明させていただきます。

次に、幅はぎ評価プライについて、ラミナの幅の基準を外すことができないかということでございますけれども、ラミナの幅が長くなってもいいのかという問題でございますけれども、長くなれば長くなるほど折れやすくなったりもしますので、そういうことがございますので、今回は変えない、基準を定めた、制限をかけていると、これは前の質問と同じような内容を説明させていただきたいと思います。

その次ですけれども、北米では構造用製材の丸太は樹種ごとの区分を行わず樹種群として製材されて流通しているということでございます。直交集成板でも樹種ごとではなくて樹種群として性能を規定できないだろうかという意見でございますけれども、規格の立て方として樹種ごとにしっかりと規格を定めていて、それが混ざってしまうとどうなるかということを細かく評価しなければいけないことになってしまいますので、それで樹種群でいいかということは、また今後の課題とさせていただきたいということを提示させていただいております。

その他でございますけれども、集成材や単板積層材を使用した可能な規格としてほしいということでございます。これは、規格としては可能なかもしれませんが、これも今後の課題とさせていただきたいということでございます。

以上がパブコメの結果の説明でございます。

また、事前意図公告も海外に向けて行っておりますけれども、特段のコメントはございませんでした。

以上で農林水産省からの説明を終わらせていただきます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして直交集成板の日本農林規格の原案を作成いたしました原案作成委員会における議論の概要について説明をお願いいたします。

○原案作成機関（高崎） 原案作成委員会の事務局を務めました独立行政法人農林水産消費安全技術センター規格検査部の高崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、原案作成委員会の議論の概要について御説明申し上げます。

直交集成板の日本農林規格制定の原案作成委員会でございますけれども、安村基静岡大学農学部環境森林科学科教授を委員長といたしまして、製造業者、実需者等、各分野の代表の方々18名の委員から成る合議体で、その事務局を独立行政法人農林水産消費安全技術センターが務めたところでございます。

委員会につきましては、平成25年3月26日及び4月17日の2回開催いたしまして、規格案についての審議を行ったところでございます。

初めに、規格の位置づけですが、これにつきましては直交集成板の規格は建築材料としての業者間取引の基準として仕様の合理化及び取引の単純公正化に資するものであり、標準規格として位置づけることが適当と議決されたところでございます。

次に、規格の名称につきましては直交集成板とすることが議決されました。直交集成板のJAS規格に規定すべき事項及び内容といたしまして、まず直交集成板の適用範囲及び定義、接着の性能、含水率、曲げ性能及びホルムアルデヒドの放散量などの品質の基準、それから品名、強度、等級、また材面の品質及び接着性能等に関する表示基準、こういったことについて検討いたしまして、合理的根拠に基づきこれらの事項及び内容について規定することが適当ということで全会一致で議決されたところでございます。

原案作成委員会事務局からの説明は以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

申しおくれましたが、原案作成委員会の報告書は2名に1冊ありますので、どうぞ参考にさせていただければと思います。

それでは、直交集成板の日本農林規格の制定案について質疑に入りますけれども、先ほど説明の中にもありました、事務局からのパブコメの説明でもあったスギノアカネトラカミキリの被害を受けた被害材の利用と接着剤としてのポリウレタン樹脂の利用について、井上委員が御専門ということですので補足での説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○井上委員 それでは、2点についてコメントさせていただきます。

まず、スギノアカネトラカミキリ、カミキリムシですけれども、この被害材につきましては、カミキリムシが樹木の中に卵を産みます。その卵が幼虫に育った後に木材を食って穴があいてしまうという被害なのですが、特徴的なのは、虫が食った周りにカビとか腐朽菌が来て腐朽してしまうという、被害が大きくなると虫食いにプラスアルファ、腐朽もできてしまうというふうに言われています。そうしますと強度性能にかなり影響を及ぼす懸念がございまして、消費者の安全の観点からは、そういうデータがきちんとそろった時点で検討せざるを得ないのかなと、直ちにJAS規格に入れることは難しいかというふうに思っています。

以上がカミキリです。

もう一つ接着剤のほうですが、ポリウレタン接着剤ですが、これは非常に使いやすいということからヨーロッパではCLTに使われているというふうに思っています。この接着剤は1液型です。日本の集成材等に使われている接着剤は、接着剤の主成分に硬化剤とか充填剤とかいろいろな添加剤をきちんと量をはかって配合して使う、そういった意味では面倒くさいというほどでもないのですが、1液ポリウレタンもそのまま塗れば済むので非常に使いやすい。

もう一つ、今回CLTをお見せしましたが、初めにラミナを横方向に並べるのですけれども、そのときに板の厚さむらがあると積層したときに接着層が厚くなってしまうことが懸念されます。接着層が厚くなると一般に接着の強さは減ってしまうということがあります。この1液ウレタンは、そういう接着層が厚くなっても接着強さの低下が非常に少ない接着剤というふうに言われています。そういったことからヨーロッパでは使っていると思いますが、先ほど事務局からありましたが、日本では今まで構造材の材料には使われてきた実績が全くないという接着剤です。ヨーロッパで15年実績があるから日本で大丈夫かと言われましても、日本の場合は、ことしの夏は特にそうですけれども、非常に高温で雨が多い、高温多湿になる。ヨーロッパは割合夏の降雨量が少ないらしくて、温度が高いときに湿度が低い。接着にとっては日本のように高温多湿というのは非常に厳しいので、日本での接着性能の評価というのはある程度きちんとしてからでないとなかなか判断できないということで、それと今回、CLTは新規制定ということで、主に集成材の規格にかなり準拠してつくってきているのですけれども、接着剤にしましても集成材で既に実績のある接着剤に限定して今回は新規制定ということで限定をさせていただいているということです。

とりあえず以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、いろいろ御説明がありましたが、御質問や御意見等はございますでしょうか。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 御説明ありがとうございました。

この規格は新規ということなのですから、業者間の取引に使われるということなのですが、私ども消費者といたしましては、実は消費者団体に所属しておりましたものから、農林業にかかわる組織がございまして、そちらの皆さんから日本の消費者の皆さんも国産材をたくさん使ってもらえるように理解を示していただきたいという要望を以前から何度も受けたことがございますが、いざ消費者が建築物に対してこういったアクションがとれるか、自分で買いに行けるというものでもございませぬし、これはちょっと違うかもしれないけれども、自宅を建てるなんていうことも一生に一回あるかないかのことでございますし、なかなか消費者としては国産の材木を生かしていくに当たっての何かアクションというのをとりづらかったのですけれども、こういった規格をつくっていただくこ

とになりますと、国産の材料を使うということがチャンスとして非常にふえていくということはすごく期待されることで大変よろしいことなのではないかと思います。

1つ気になりましたのが、こういった木材の規格のところではホルムアルデヒドの放散量というのは必ず試験に入っているかと思うのですが、例えば今後これの利用がどんどん進んで、資料の中にありましたような大きな建物をつくる場合の建材として使われるようになったときに、こんなことはよくないですけれども、例えば火災とかが起きた場合に、全く素人なのでわからないのですが、接着剤が火災によってそこにいる人に与える影響みたいなものはないのかどうかということが、普通にこの建材が使われているところの放散量というのは規定されているのですが、そういったときに、まさかの場ですけれども火災なんかが起きたときにどうなるのかということに関する規定のようなものは考えられていないのでしょうかという質問です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。2点あったかと思います。1点は、国産材の消費につながるということの期待があるということ、それともう一つは、ホルムアルデヒドの火災における接着剤による影響につきまして、事務局のほうからお願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 今、御質問がございましたけれども、まず1点目の国産材の利用の関係でございますが、まさにこの直交集成板の規格はそういう国産材といいますか、これまで利用できなかった木材の有効活用という視点からつくられた規格でございます。これまでの集成材とか普通の製材ではなかなか強度を持たせることができなかった木材を、今回 CLT として使うことで強度的には担保されていくということで、国産の杉の間伐材が出てきておりますけれども、そういう材も使用できるようになると期待されています。

2点目の御質問でございますけれども、ホルムアルデヒドにつきましては、通常の状態では建築基準法上で定めます基準値をクリアするような形で、JAS で規定しております。

火災時につきましては、そこは井上先生に補足いただければと思うのですが、木質系の製品で接着剤を使ったものであっても、燃やしても無垢の木材を燃やしたのと余り変わらないという研究がございまして、その点は接着剤を使ったものであっても、そうでないものであってもそれほど変わらないのではないかと考えています。

以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

井上委員のほうから補足いただけますか。

○井上委員 火災時ですが、一般に木材が火災に遭ったときには1分間で0.7ミリずつ燃えていくと。30分で約20ミリです。そうしますと、CLTなんかは接着層が中に入っていますので、側面は表に出ていますけれども、表面としては約30分は接着剤まで燃えないだろうと。

今、事務局からもありましたが、木材を燃やしたのと接着製品を燃やすのとほとんど変わらない。だから、1つは30分は木材だけが燃えていく。たとえ接着剤が燃えたとしてもそれほど有害な物質が出ないという報告があります。

それと、これをこの場で言っているのかどうかちょっとあれなのですけれども、火災の研究では一般に死因の1番は一酸化炭素とやけどなのです。これで90%ぐらいは亡くなってしまう。だからといって安全ということはないのですが、参考までにそういう報告がございます。

以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

そのほか何か御質問。

どうぞ、近崎委員。

○近崎委員 私、全くの一般主婦ですので素人の質問になるかと思うのですけれども、パブリックコメントの中でスギノアカネトラカミキリによる被害ということが、資料を前もっていただいたのでネットで調べたのですけれども、そうしたら、和歌山県の農林水産総合技術センターの農林試験場というところが平成23年3月にスギノアカネトラカミキリによる被害材についての実験というか研究をされていて、著しい腐朽を伴っていないアカネザイについては強度性能の低下は余り見られないということで普及をしてほしいということが書いてあったので、その被害材を全く使わないというよりは、そういうふうの実験結果もあるのであれば、使えるようなことは考えられてもいいのかなと思うことが1つと、もう一つなのですけれども、集成材が一般的な建築にどんどん使われるようになった場合に、屋内の内装に使われる分には日本国内どこでもそんなに変わらないと思うのですけれども、日本の気候、1日の中でも寒暖の差があったり、湿度とか温度とかそういう外部の自然の気象の中で耐えられるというか、内装としてはよくても外装とかに使われたときの基準が一緒であっていいのかということが少し疑問に思いました。

以上です。

○阿久澤会長 お願いします。やはり2点あったかと思います。

○越野上席表示・規格専門官 貴重な御意見ありがとうございます。

最初の話は、これをこれから全然使わないということではなくて、使えるかどうかまた検討して使って使えるようにしますということで、とりあえずは小さく生んで大きく育てるということなのです。まず安全なところで規格を1回つくって、それを少しずつ見直していいものにしていきましょうという物の考え方で、そういう材が使えるようになるということはとてもよいことだと思うのですけれども、そのためには科学的根拠に基づいて検討しなければいけないということになりますので、今回は入れなかったということで説明させていただいたとおりだと思います。

それから、屋内と屋外の話、大丈夫なのかということの御指摘でございますけれども、資料の1-12ページを見ていただきたいと思います。事務局から説明するよりも井上先生

に説明していただいたほうがいいのかもしれませんが、ここに接着剤の仕様が書いてございます。使用環境AとかBとかCとかと書いてありますけれども、これは使用環境でAのほうが厳しい条件で使えるもの、そしてBはそれ以下と、Aが厳しくてCは屋内使用ということを想定していると考えていただきたいのですけれども、環境に応じて使える接着剤というものをこういうふうに区分しているということでございます。

ここに展示されている直交集成板に使用されている接着剤は、恐らく水性高分子イソシアネート系樹脂だと思うのですけれども、これは屋内用に使用できる樹脂です。屋外に使うためには規格に規定する樹脂を使われなければいけません。この規格では、使用環境に応じて使う接着剤を分けているという御説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○近崎委員 ありがとうございます。

○越野上席表示・規格専門官 井上先生、補足は何か。

○井上委員 先ほど話さなかったか、アカネトラカミキリのほうなのですけれども、和歌山県と私ども森林総合研究所でも被害材の強度性能の共同研究をちょうど開始しているところで、さらに詳細なデータを集める予定でございます。

以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのほか何かございますでしょうか。お願いいたします。

○森光委員 多分先ほどのお二人の方も気にされている接着剤のことにに関して、既にあるようなかつらむきしたタイプの合板、薄い面での接着剤の量に関すること、すなわち今回は床材だったり、耐力壁に使われるところで、例えばプライのほうに関しては必ず使われて、横幅の継ぎ目のところは使わなくてもいいというのは量を減らす意味でとてもよくて、実際、そういう単板での合板に比べて、こういう CLT なんかの接着剤の量みたいなのは情報として多くなったのか少なくなったのか、強度を上げるために実は多くなっていますとか、先ほど言ったイソシアネート系であっても屋内で使うのを皆さん気にされることが多いと思うので、これを使うメリットみたいなものがあれば教えていただければと思います。

○阿久澤会長 接着剤の量ということですが、お願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 接着剤の量ですけれども、実際、集成材が現状住宅とかに使われておりますけれども、集成材の場合、例えば構造用集成材ということで柱とかそういうものに使われている水性高分子イソシアネート系の接着剤なのですが、1平方メートル当たり 200 から 300 グラム程度使用されております。直交集成板についてもメーカーさんにお聞きしたところ、同じような使用量になるというふうに聞いています。

この接着剤の使用量なのですけれども、実際、接着剤の種類ごとに接着剤のメーカーさんが仕様を出されておりますので、その仕様の範囲内で使っていくという状況になると思います。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

○越野上席表示・規格専門官 見ていただきますと、厚い層でございますので、接着面がそんなに数多くなくなると、接着剤の量は接着面に比例して多くなるということになります。こういう厚物であればそれは少なくなるということで、そういうふうに見ていただければよろしいのかと思います。参考までに。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

そのほか何か御意見、御質問ございますでしょうか。

清野委員、お願いいたします。

○清野委員 建築する側から期待感ということで申し上げたいと思うのですが、たまたま先週金曜日から日本建築学会がありまして私も出ていましたけれども、CLT に関する発表が材料とか構造とか防耐火の件で、私がざっと全部拾い集めたのですが、25 編ぐらいありました。学会で CLT だけで 25 編も研究発表が出るというのは大変特異なこととして、それだけ研究者並びに業界の関係者も非常に期待をしているのだらうなと感じました。

ですから、国産材の利用もそうなのですが、建築関係としては木造をさらにふやすという意味では新たな素材だと思っていますので、ぜひ早くこの規格を制定していただきたいと思っています。

以上、意見でございます。

○阿久澤会長 御意見、ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようですので、直交集成板の日本農林規格について原案どおり制定するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 異議はないようですので、その旨報告させていただきます。

それでは、次に議題（２）の日本農林規格の見直しについて審議を行います。

初めに、合板の日本農林規格の見直しについて事務局から説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 説明に入ります前に、棕田委員がこちらに来られましたので棕田委員を御紹介させていただきたいと思います。

棕田委員でございます。

○棕田委員 棕田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 引き続き、合板の日本農林規格の改正について御説明させていただきます。説明資料は資料２と、あわせて先ほどの説明資料を用いまして説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

参考資料の 6 ページ目を見ていただきたいと思いますのでけれども、ここに「合板について」と書かせていただいております。合板は、丸太をロータリーレースまたはスライサーにより切削した単板 3 枚以上を主として繊維方向に相互にほぼ直角に積層接着したもの、このようなものでございます。

そして、合板にどんな種類があるかといいますと、規格の中で5規格ございます。規格の区分と概要と主な用途をここに三段表で整理しております。これらの合板は特徴がございまして、重さの割にはその強さが大きい、軽い割には強度があるということと、広い面積が得られるということです。そして、伸び縮みが少ない、直交で積層しますから伸び縮みが少ない。御存じのようにくぎなんかも簡単に打てる、こういう用途がございます。

そして、5規格ございますけれども、普通合板は一般的な用途に使われるもので、家具とか楽器などにも使われます。

コンクリート型枠合板（コンパネ）は、コンクリートの打ち込みに使われるもの。

構造用合板というのは、建築物の耐力構造上主要な部分に構造部材として壁とか床に使われるというものでございます。

あと、天然木化粧合板というのですけれども、普通合板の表面に美観を目的として天然木の薄い板を貼ったものでございます。これは住宅の内装などに使われるということでございます。

あと、特殊加工化粧合板は、普通合板の表面に美観や耐久性を目的として天然木以外のもの、プリントとかそういうものをするもの。

こういう5規格があるということでございます。これが合板の内容でございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

改正の内容に入る前に、資料の2－3ページ目を見ていただきたいと思います。規格調査の概要を先に説明させていただきます。

まず、品質の現況でございますけれども、先ほど説明させていただいたとおり、合板は建築物の壁とか床等に使われているほか、家具などにも使われている、こういう用途に使われているものということでございます。

品質の実態ですけれども、（2）（3）をまとめて説明させていただきますけれども、規格の中では、先ほどの直交集成板と同じように板面の品質とか接着の程度、曲げ性能とか表面性能、ホルムアルデヒド放散量の基準が定められております。これを独立行政法人農林水産消費安全技術センターで検査をし、大体1規格20件ずつ検査することとしております。その概要がここに書いてございますけれども、おしなべて説明しますと、まずJAS品については全て規格に適合していた。それぞれの等級区分に応じて適合していたということでございます。また、消費者の方が特に関心のあるホルムアルデヒドですけれども、JAS品についてはフォースターというのですか、ホルマリンの量が一番少ないものになっています。コンクリート型枠合板は別なのですけれども、それ以外の普通合板とか構造とかということでホルムアルデヒドの表示があるものについては全てフォースターということで一番少ない量になっているということでございます。

それから、非JAS品（JASマークがついていない製品）ですけれども、接着の程度がJASの基準に満たないものが少しあったというようなことで、JAS品についてはしっかりと検査が行われている状況にあるということだと思います。

次の２－５ページ目を見ていただきたいと思います。このつくり方ですけれども、何度も何度も同じようなつくり方を御説明して恐縮なのですけれども、ここに丸太がございまして、丸太を煮まして、柔らかくしてかつらむきして単板をとる。それを乾燥して積層接着する。簡単にいいますとそういうつくり方でございます。

次に、生産状況を御説明させていただきたいのですけれども、資料２－５の表を見ていただきたいのですけれども、表１、平成２３年の国内生産量は２,４８６千立方メートル、このぐらいの程度でございます。平成１８年と比べると約２５％減少しているということでございます。平成２３年の輸入量が下に書いてございますけれども、３,１０３千立方メートルと、このように輸入量も減っているということでございます。これは減少している理由というのは幾つかあると思うのですけれども、その使用量というのは家を建てる量とか景気とかに影響するのだと思うのですけれども、一応そのような状況になっているということでございます。

次に、格付状況でございますけれども、合板の認定工場数は２７４と、多くの認定事業者が存在するということでございます。

格付数量につきましては、平成２３年度で４,８３０千立方メートルとなっているということです。

表１は年次になっておりまして、表２は年度になっております。これは統計上の問題なのですけれども、単純に格付率というのはなかなか計算できないのですけれども、年次と年度の差を無視して計算しますとおおむね８６％ということで、大変多くの合板が格付を受けているという状況でございます。

次に、改正案の概要でございますけれども、２－８ページ目を見ていただきたいと思います。

初めに、「規格の位置付け」でございます。ここに書いてあるとおり、合板の日本農林規格は、建築基準法等に引用されているほか、業者間の取引に一定のスタンダードとして機能していることから、引き続き標準規格として位置づけられる。そういうことで特に廃止をするということもなく、標準規格として機能している実態が品質実態調査の中で明らかであることから規格を存続させていくという物の考え方でございます。

次に改正事項でございますけれども、２の「改正案の概要」で（１）から（５）まで書いてございますけれども、この部分につきましては、参考資料を用いて説明させていただきたいと思います。

最初に、化粧ばり構造用合板の規格の新設ということでございますけれども、この部分につきましては、また現物を用いまして池田補佐のほうから詳細を説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（現物を用いて説明）

○池田表示・規格課課長補佐 今、越野のほうから説明がありましたけれども、合板は、こういう単板と呼ばれますかつらむきした状態の板を、先ほどの CLT と同じなのですから、繊維方向に直交するような形で組み合わせたものでございます。

今回、改正の概要に載っております化粧ばり構造用合板ですけれども、現行の JAS 規格の中では構造用合板ということで、例えば建物の天井や壁とか、ある程度構造的に強度を担保する使われ方をする合板があるのですけれども、実際はこういう形で天井は何かで覆われてしまいますので、見えるところに使われないのです。そういったことで現行の規格ではこういう節があったり、見た目が余りよくなくても使えるといいますか、規格上はこれで格付ができる状況になっています。

今回の改正に当たりまして、製造事業者側の方からの御要望だったのですけれども、こういうものを直接見えるところで使いたいと。例えば天井にそのまま使う、そこにクロスも何も貼らずに使いますというときに、JAS のほうで表面に化粧するというのを構造用合板で認めておりませんので、JAS 製品としては使うことができなかったわけです。今回、JAS マークを打てるようにすることで実際の建築材料として使っていただけるということになります。

実際はこういう材面に本当に薄くスライスした板なのですけれども、この板を表面に貼りつけるということで、こちら側ですが、節とかの傷がなくなって美観を持たせるというものです。今回、規格の中で追加していくということでございます。

これもお返しいたします。

以上でございます。

○越野上席表示・規格専門官 では、説明を続けさせていただきます。また参考資料に戻りまして、化粧ばり構造用合板の新設ということは、構造用合板は従来の強度性能を担保した製品でしたが、強度に加えて見える場所に利用したいという要望を踏まえて今回新設するというところでございます。

その基準の内容でございますけれども、構造用合板の 2 級とほぼ同じような基準を用いているということでございます。構造用合板 2 級の基準に表をつける、そういうような規格になっているということでございます。

次に、②の「『天然木化粧合板』及び『特殊加工化粧合板』の定義に、側面加工を施したものを追加」と書いてございます。これも説明させていただきます。

天然木化粧合板と特殊加工化粧合板は、建築物の内装に主に使われているものでございます。合板の側面に合板同士がずれないように加工を施すことによって現場の作業性が向上しますということで、側面加工、ずれないように段ちのものをつける、これによって現場での作業性が向上する、そのような現場の要望を踏まえて今回改正するというところでございます。

この部分は、天然木化粧合板と特殊加工化粧合板のみの改正でございまして、構造用合板とかそういう構造部分に必要なものについては今回改正していないということでございます。これが改正の内容でございます。

次に、普通合板に使用する単板の品質基準の見直しということでございます。普通合板の表面に使用されている材面の品質が、最近、節があったほうがいいのかいろいろな要望があるというふうに聞いております。そして、今回は材面の品質を緩和した等級区分を追加するということの改正でございます。現行規格では等級区分が節の大きさとか死に節とか生き節とか、そういう材面の品質状況に応じて1等と2等というような区分になっているわけですが、これに下位等級として3等と4等を加えるというような改正でございます。この部分については事業者が、そのような使う側でも節があってもいいという要望があるということで今回改正させていただくのですけれども、この部分につきましては原案作成委員会で随分議論があったということでございますので、改正内容につきましては後ほど原案作成委員会でどのような議論があったのか、原案作成委員会事務局から補足説明をいただいて審議を深めていただきたいと思いますと思っております。

そして、その他のところですが、わかりやすい規格とするため試験方法を詳細に規定と。今回の改正は図を多く入れています。可能な限りわかりやすい規格にするということでございます。あともう一つ、使用されていない難燃性処理と防災処理の基準を廃止しています。この内容については、もう使われなくなってしまった、その材よりもほかのクロスを貼るとかそういうことで対応するようになってしまっ、合板としての機能は求められなくなったのでその基準は使われなくなった。そのようなことで今回基準を削除するというところでございます。

以上が改正案の概要でございます。改正案については、ここで新旧をまとめておりますけれども、字句が告示の段階で変わることもあり得ますので御承知いただきたいと思います。

次に、パブリックコメントについて御説明させていただきます。また資料に戻りまして、資料2-93ページ目をおあげいただきたいと思います。

パブリックコメントをことしの7月22日から8月20日までの1か月間させていただいて、意見が7件ございました。そして、改正案に関するものは6件でございます。その6件の概要を2-94ページに記載しております。その御意見の内容と、その御意見に対する考え方を説明させていただきます。

まず1点目ですが、全体としてシックハウス対策に対応した規格としてほしいということでございます。これにつきましては、合板のJAS規格ではシックハウス症候群の原因となるホルムアルデヒドの放散量を規定している。ホルムアルデヒドが少なくなるように、多いものは多いなりに表示をするというようにしっかりと規定をしているということ。そしてまた、それを使用していないものは使用していないと表示をするようなこと。また、どのぐらい放散するかということもちゃんと表示するようになっていて選択ができ

るようになっているということで、そのような対応をさせていただいているということの御説明でございます。

2点目です。第4条の普通合板の見直しでございますけれども、表板に針葉樹単板を用いたものの板面の品質について5ミリ以上の節をカウントされているが、板面Cについては10ミリ以上、板面Dについては50ミリ以上とするような基準を緩和してほしいということでございます。この部分については、資料2-19ページ目を見ていただきたいと思います。

2-19ページ目の5項の「第1項の表板に針葉樹単板を用いたものの板面の品質の基準は次のとおりとする」ということで、事項があって、基準がA、B、C、Dということで、AがよくてDが悪いという位置づけになっておりますけれども、パプコメで寄せられたのが、左側に事項で書いていますけれども、「長径が5mmを超える生き節の長径とその数」ということで、長径が5ミリ以上と書いてございます。これはCとDということについては少し多いのではないかと、いいのではないかとというような御意見でございます。これにつきましては、当方では、基準を大幅に緩和してしまうと、品質に与える影響というものをもう少ししっかりと科学的根拠に基づいて検討しなければいけないということで今後の検討課題にさせていただくということを御説明させていただきたいと思います。

次に、板面の品質が4等まで等級が拡大されることに伴い、別表1にフトモモ科、マメ科、アカネ科を追加してほしいということでございますけれども、この部分について2-88ページを見ていただきたいと思いますのだけれども、ここに別表が1枚ございます。現行規格で「第4条関係」と書いていますけれども、ここに広葉樹のヤナギ科とかヤマモモ科とか、こういうものですよというふうに整理しています。この中にフトモモ科とかマメ科とかアカネ科を追加してほしいという御要望なのですけれども、これについてこの樹種がどうなのだろうかということももう少し検討しなければいけないというので、いただいた意見を即答で追加しますということはなかなかできないので、今後の課題とさせていただきたいということを説明させていただきたいと思っております。

次を説明させていただきます。化粧ばり構造用合板。化粧ばり構造用合板の化粧薄板を貼る面を片面でなく両面としてほしいということですが、今回は片面ということで規格いたしました。また、両面使えるかどうかについても今後検討したいと思っています。それは本当に必要性があるのか、要望があるのか、そういうところからしっかりと次回までに検討していきたいと考えているということでございます。

次に、別記ですけれども、ホルムアルデヒド放散量の試験片の作成の方法が改正されるが、試験片がふえることによって測定値への影響はないのかということでございます。これは細かく説明するのは割愛しますが、今までの試験方法では例えば10枚、何枚でやりなさいと試験片を切って枚数でやりなさいと。そうすると、今回は厚さの関係があるので、枚数だと測定値のばらつきが生じるかもしれないので板の容積でサンプル量をとるというような改正をしております。確かに枚数がふえる場合がございますけれども、その

部分について検討いたしましたけれども、有意的な差が出ないということを確認したことから今回このような改正をさせていただいたという説明をさせていただきたいと思っております。

そして、最後、2-95 ページ目でございますけれども、別記様式が変更されるが、現行規格の様式も継続的に使用できるようにしてほしいということです。表示が変わるということでございますから、これについては一定の猶予期間を設けていきますということで御了解いただきたい、そのような御説明をさせていただきたいと思います。

以上がパブリックコメントの概要でございます。

また、事前意図公告によるコメントはございませんでした。

以上で農林水産省からの説明を終わらせていただきます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、合板の日本農林規格の改正原案を作成しました原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（高崎） それでは、原案作成委員会における議論の概要について御説明申し上げます。

合板の日本農林規格の確認等の原案作成委員会でございますが、これにつきましては渋沢龍也森林総合研究所複合材料研究領域複合化研究室長を委員長といたしまして、製造業者、実需者等の各分野の代表の方 16 名の委員から成る合議体で、その事務局を独立行政法人農林水産消費安全技術センターが務めたところでございます。

委員会につきましては、平成 24 年 7 月 31 日から平成 25 年 4 月 12 日までの間、本委員会を 2 回、技術的課題を検討するための小委員会を 4 回開催いたしまして、規格の位置づけと改正事項の整理、具体的な改正内容について審議を行ったところでございます。

初めに規格の位置づけでございますが、これにつきましては、建築基準関連法令等に引用されており、また、建築の材料としての業者間取引の際の基準として機能しているということから標準規格として位置づけることが適当と議決されたところでございます。

次に、規格の改正につきましては、まずは表面または裏面の木材特有の美観をあらわす、こういったことを主たる目的とした単板を貼付した化粧ばり構造用合板、今ごらんいただいている、この規格を新たに規定すること。それから、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板の定義等に側面加工を施したものを追加すること。普通合板等の難燃処理及び防炎処理の規定については削除すること。普通合板について、材面の品質を緩和した等級区分を新設すること。また、含水率試験等の方法を見直すこと。こういったことについて検討いたしまして、改正の合理的根拠が確認されたということから全会一致で改正することが適当と議決されたところでございます。

なお、参考までに改正要望はほかにもございましたが、その中で改正に至らなかった主なものとしては、例えば広葉樹においても接着程度のうち連続煮沸試験、こういったものについて木部破断率を考慮できるようにしてほしいとか、防虫処理における接着剤混入法

の単板厚さの制限を緩和してほしい。また、保存処理を規定してほしい。それから、厚さとか対角線の長さ、こういったものの寸法でございますが、この許容範囲を緩和してほしいといったようなものがございました。これらにつきましては基準の緩和につながる、あるいは新たな基準の追加に必要なデータが十分でなかったといったようなことを理由として今回改正はしないという結論に至ったところでございます。

概要については以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、合板の日本農林規格の改正案について質疑に入りますが、先ほど事務局から説明がありました普通合板の材面の品質の見直しについて等級区分の追加の議論があったということです、原案作成委員会事務局から補足で説明をお願いいたします。

○原案作成機関（横田） 原案作成機関で事務局をやっていた農林水産消費安全技術センターの商品調査課の横田です。よろしくお願いします。

普通合板の下位等級の設定について補足で説明させていただきます。普通合板の原料の樹種としましては、インドネシアやマレーシアの南洋材の広葉樹を主に使っておりましたが、資源が少なくなり、さらに伐採規制により、いい広葉樹の原料丸太がなかなか入ってこなくなったため、それにかわって国産材の広葉樹を使いたいという要望がありました。

もちろん現行の基準で1等、2等を通るものはあるのですが、国産の広葉樹を使用した場合、節の大きさや数によって1等、2等を外れるものが多くなりますので下位等級を設けてほしいというものでした。委員会の中でもそこまで下位等級の設定をする必要があるかどうかというのは議論されましたが、要望を踏まえて議論の上、下位等級を設けることとなりました。

以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。特に御意見ございませんか。

（「はい」と声あり）

○阿久澤会長 それでは、特に御意見等ないようですので、合板の日本農林規格について原案どおり改正するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 異議はないようですので、その旨報告させていただきます。

それでは、15分間の休憩をとらせていただきます。開始は2時50分ということでお願いいたします。

（午後2時35分休憩）

（午後2時49分再開）

○越野上席表示・規格専門官 審議を始める前に事務局から、山根委員がこちらに来られましたので御紹介させていただきます。

山根委員でございます。

○山根委員 大幅におくれまして申しわけありません。よろしくお願いします。

○越野上席表示・規格専門官 ありがとうございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 それでは、再開させていただきます。

次ですが、ドレッシングの日本農林規格の見直しについて審議を行います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 では、引き続きよろしくお願いいたします。

説明に使う資料でございますけれども、資料3、そして、先ほどお配りしました「説明資料」を用いて説明させていただきます。

説明に当たりましては、表示・規格課の渡邊補佐も質疑に対応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、ドレッシングの概要を説明させていただきます。参考資料の8ページ目をおあけいただきたいと思います。

最初の○ですけれども、ドレッシングの定義が書いてございます。ドレッシングは、食用植物油脂（香味食用油を除く）と食酢又はかんきつ類の果汁を必須原料として、食塩、砂糖類、香辛料等を加えて混合したものと。ここで「必須原料」という言葉が出てきます。食用油脂と食酢またはかんきつがなければだめで、これが必須原料になります。それに調味したものがドレッシングの定義でございます。

次に、ドレッシングの分類について御説明させていただきたいのですけれども、ドレッシングには、ここに書いた3区分がございます。「水中油滴型に乳化した」と難しい言葉があるのですけれども、水中油滴型というのは、左側のほうに絵が書いてございますけれども、水の中に油が粒になっている状態のものです。これがうまく分散している状態を乳化といいます。乳化したものには半固体状ドレッシングと乳化液状ドレッシングがあります。半固体状と乳化液状の違いは何かというと、粘度の違いでございます。粘度が高いものが半固体状、粘度が低いものは乳化液状になってございます。半固体状のドレッシングの代表的なものがマヨネーズ、またはサラダクリーミードレッシングなどが該当します。乳化液状はシーザードレッシングが該当します。

あともう一つ、乳化しないで油と水が分離したものを分離液状ドレッシングと言っております。これはイタリアンドレッシングなどがあります。ドレッシングはこのような3つの規格体系になっているということでございます。

これがまず概要でございます。

次に、資料の説明に入らせていただきます。資料3－3ページ目を見ていただきたいと思います。

独立行政法人農林水産消費安全技術センターが調査した結果をポイントをまとめて説明させていただきます。「（2）JAS規格の基準」を見ていただきたいのですけれども、JAS

規格では、官能評価の指標として色沢とか香味等を規定した性状、そのほかに表 1 に示した水分と油脂分のバランスを規定した水分及び油脂含有率が規定されています。

こういう基準をもとに流通品を検査した結果が「（３）品質の実態」ということになります。次のページになりますけれども、JAS 品においては全て基準値に基づいて製造されていた。これはどういうことかといいますと、JAS 規格の中で成分の基準は水分の量はこのぐらい、油の量はこのぐらいという基準を定めているわけですが、その基準に基づいて製造されていると、一つの標準規格として機能しているという形がこのような形であらわれているのかと思います。

そして、非 JAS 品の分離液状ドレッシングにおいて油脂含有率の基準を下回っていた、非 JAS 品のほうでこの基準に合っていないものが 1 件あったとの検査結果でございます。

これが品質の状況でございます。

次に、生産状況の説明に入らせていただきます。３－４ページ、表 2 を見ていただきたいのですが、平成 23 年度の実産量は、ドレッシングで約 36 万 7,000 トンになっております。ここ数年横ばい傾向にあるということで、この中の内訳が約 55%、半分強がマヨネーズになってございます。

次に格付の状況でございますけれども、表 4 を見ていただきたいのですが、平成 23 年度の格付率は 43.9% と非常に高くございます。半分近くは格付 JAS 品が流通しており、ドレッシングの業界の方々が一生懸命 JAS の格付に取り組んで、きちんとした製品仕様に基いて製品を出荷している実態があるということでございます。

区分ごとに見ますと、マヨネーズが非常に高く、格付率が 63.2%、それ以外の格付率は 18.8% ということで、断トツにマヨネーズの格付が多い、それ以外については若干少なくなっている、そのような格付状況になっているということでございます。

（３）以降の規格の利用状況について若干説明させていただきたいのですが、製造業者 28 社のうち 19 者がドレッシングの認定製造業者になっている、いわゆる JAS 工場になっているということです。それぞれ一生懸命格付をいただいているのですが、その格付の目的が消費者に対してしっかりと第三者認証した製品を提供するという品質の保証とか、また、製造業者での社内基準や、また、取引、JAS 品をお願いしますというような、この JAS の成分と同じようなものをくださいとか、そのような取引の基準として JAS 規格が活用されている実態があるということでございます。

次に、改正案の概要でございますけれども、資料の 3－8 ページ目を見ていただきたいと思います。

初めに、「規格の位置付け」でございます。ここに書いてございますように、ドレッシングの日本農林規格は、消費者に対する品質保証、製造業者で社内基準や取引基準として活用されていることから、廃止せずに引き続き標準規格として残していくということでございます。

次に、「改正案の概要」でございます。改正事項は次の 3 点でございます。

まず、見直し基準に基づきまして「異物」の削除、2点目に食品添加物の規定ぶりの改正、3点目に水分及び油脂含有率の測定方法の改正でございます。

異物と食品添加物の改正について内容を御説明させていただきますけれども、これらの改正につきましては、4月26日のJAS調査会で御審議いただいたとおり、見直し基準に基づいて遵守規格との関係を整理する、そういう観点から異物については食品衛生法で規定されており、そのような部局で一生懸命取り組みを行っているので、JAS規格の中で定めなくてもよいのではないかという観点から削除ということでございます。

そして、食品添加物については、食品添加物が必要最小限であることをコーデックス規格の原則を引用して規定するとともに、必要最小限であるという情報を消費者に伝達する、このような規定ぶりに変えさせていただくということでございます。この部分については、見直し基準をつくる際に2年間近く議論させていただいた内容で、このようなことを品目横断的にさせていただきたいということでございます。

次に、水分及び油脂含有率の測定方法でございます。水分及び油脂含有率の測定方法の改正については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが行った試験結果をもとに、誰がどこで測定しても同じ結果、一定の範囲におさまることを目的として規定ぶりを詳細に規定するものでございます。

主な改正点は、まず、水分と油脂含有率の分析をするに当たりまして、資料を均一にする必要があります。先ほど言いましたように、半固体状、乳化液状、分離液状といろいろな形があって、これを均等にサンプルをとるために、まずサンプリング濃度をしっかりと標準化して詳細に規定することがまず1点目でございます。

2点目の内容ですけれども、水分の測定方法で、現在は測定方法の容器としてプラスチックフィルムを使うことになっております。プラスチックの中にサンプルを入れて乾燥するという方法でございますけれども、乾燥中に発火してしまったということが確認されたことから、プラスチック容器を使わずにガラス容器を使った測定方法に変えることを検討したところでございます。

3点目の改正点でございますけれども、油脂含有率の測定方法において、今まで抽出した油を乾燥と秤量を繰り返し行い、秤量値が同じ値になるまで繰り返しなさいという規定ぶりがあったのですけれども、その方法ことはとても時間がかかることでございます。それを標準化して1時間乾燥して秤量、何回も繰り返すということをせずに、1時間乾燥して秤量しても同じだという結果が出ましたので、規定ぶりを改正して分析方法の効率化を図っていく、そのような内容でございます。

改正の内容は以上でございます。改正の内容ですけれども、また告示の段階で法令審査上で変わることがございます。

次、パブリックコメントでございますけれども、3-17ページを見ていただきたいのですけれども、この期間中にパブリックコメントは寄せられておりません。また、事前意図公告によるコメントもございませんでした。

また、FAMIC のほうから原案作成委員会の中で報告があると思いますけれども、原案を作成する中で食品添加物の改正をする中に随分議論いたし議決したわけですが、その中で消費者の方から新しい基準を適正にやっていくことに不安があるという御意見をいただいたことをここで御紹介させていただきます。

当方としましては、それについてはしっかりと事業者等を指導して、添加物がふえないようにとか、また、基準が適切に守られて運用されていくようにと、そのような体制を少しずつやっていることを御説明させていただきたいと思います。

農林水産省からの説明は以上で終わらせていただきます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ドレッシングの日本農林規格の改正原案を作成いたしました原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（高崎） それでは、原案作成委員会での議論の概要について御説明いたします。

ドレッシングの日本農林規格の確認等の原案作成委員会でございますけれども、高野克己東京農業大学副学長を、現在は学長になられていらっしゃいますけれども、委員長といたしまして、消費者、製造業者、実需者等の各分野の代表の方々15名の委員から成る合議体で、その事務局を独立行政法人農林水産消費安全技術センターが務めたところでございます。

委員会は、平成25年2月18日に開催いたしまして、規格の位置づけと改正内容について審議を行いました。

初めに規格の位置づけでございますが、この規格につきましては利用状況を踏まえ、生産取引または使用の際に一定のスタンダードとして機能しているということから標準規格として位置づけることが適当と議決されたところでございます。

次に、規格の改正についてでございますが、まず品目横断的な改正といたしまして、JAS規格の制定見直し基準に基づきまして、遵守義務のある規格等との関係整理の観点から異物についての削除、それから、この遵守義務のある規格等との関係整理及び食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝える観点から、食品添加物の基準の改正について検討を行っていただいたところでございます。

この結果、異物につきましては食品衛生法で監視指導が行われているという実態を踏まえると削除が適当であること。食品添加物の基準の改正につきましては、現行規格のポジティブリストの規定にかえまして、コーデックスの食品添加物の使用に関する一般原則にのっとりまして、食品添加物の使用を必要かつ最小限とし、その使用目的等について消費者に対し情報提供を行う旨の規定に改正することが適当と議決されました。

なお、食品添加物の改正につきましては、一部の消費者委員の方から改正後の基準が適切に運用されるか不安だということで判断を保留するとの意見がございました。

次に、個別の改正事項でございます。改正事項といたしまして、水分と油脂含有率の測定方法について検討いたしました結果、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが共同試験の結果を踏まえて提案いたしました測定方法に改正することが適当と議決されたところでございます。

以上が原案作成委員会の概要でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ドレッシングの日本農林規格の改正案について御質問や御意見はございますでしょうか。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 御説明ありがとうございました。ドレッシングの JAS 規格については、存在しているということはわかっていても、今、ドレッシングの種類が消費者からいたしますと、ドレッシングではないものを含めて、例えば量販店にはドレッシングという項目で並んでいます。ですから、マヨネーズにきちんとした品質表示の基準があるということは大分浸透してきているのではないかと思うのですが、ドレッシングにつきましては、なかなか油分まできちんと規定があるということについてはまだまだ消費者には浸透していないかなと思いますので、これを機会にさらに皆さんに普及されていくといいなというふうに思っています。

きょうの資料を見せていただく限りでも、決まった植物油脂と食酢またはかんきつ類の果汁が必須原料となっているものしかドレッシングと呼べないはずなのですが、ドレッシング風に書いてあっても、ひっくり返して見ますとドレッシング調味料というふうになっているものと、油が入っていないのですがドレッシングと明確に書かれているものがあつたものですから、やはりこの辺が非常にわかりづらくて、購入に役立つように普及していけばいいなというふういきょうつくづく感じております。

以上です。

○阿久澤会長 定義にそぐわないものも多くあるということで、そういったことも含めてドレッシングとしてのきちんとした普及をとという御意見かと思いますが、何かそれに対して事務局のほうからお願いします。

○越野上席表示・規格専門官 貴重な御意見ありがとうございます。またそれも参考にし今後の取り組みにさせていただきたいと思います。

現在の考え方を御説明させていただきたいのですけれども、先ほど言ったように、油を使わないノンオイルドレッシングの「ノン」という言葉なのですけれども、これは食用油脂を原材料で使っていないので明らかにドレッシングではないということになります。その表示の方法なのですけれども、分類的にはドレッシングタイプ調味料というものに分類されて、名称はドレッシングタイプ調味料ということで、ドレッシングではないということをはっきりと表示しなさいということが今の表示のルールになってございます。この部分についていろいろな商品形態があつて規格化が必要ではないかという議論が過去の JAS

調査会でありました。先ほど冒頭の小林局長が課長だった時代に恐らくあったのかもしれませんが、平成 14 年ぐらいに規格化の検討ができないかと 1 回議論をいたしました。そのときにはどういう品質項目を立てていくのだという、規格を標準規格とするときの品質表示をどうするのだという議論が煮詰まりませんで規格化までには至りませんでした。けれども、菅委員の御指摘を踏まえて、またそういう規格が必要であれば消費者の意見を踏まえ、また事業者の方々の意見を踏まえながら今後検討していく課題だと当方は考えております。

以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

そのほかございますか。

村瀬委員、お願いします。

○村瀬委員 今の御意見に対して業界として少し補足させていただきます。JAS というのは基本的には任意の規格でありまして、今お話しありましたのは品質表示基準で、これについては義務で全ての事業者が守らないといけないということであり、それに沿った表示をきちんとしていくように取り組んでいます。また、JAS とは別に公正競争規約をドレッシングはつくっております、それにきちんと適合をしないと基本的には表示も含めてドレッシングと言っはいけないという形で取り組んでいます。具体的にはマヨネーズ・ドレッシング協会等で適宜事業者の皆さんを巻き込んで是正していく活動をしておりますので御承知おきください。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

ほか何かございますか。近崎委員、お願いいたします。

○近崎委員 食品添加物のところですが、資料の 3－10 ページ、3 のところですが、**「一般消費者の次のいずれかの方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあっては、この限りでない」**というところで、方法論として 4 つあるのですけれども、一般消費者として（２）と（３）にもし重きを置かれるとわかりにくいというか、やはり消費者としては疑問に思ったらすぐにその答えを求めたいと思うので、インターネットとか（４）番の問い合わせ窓口で利用することが多いと思うので、これは要望なのですけれども、できれば業界の方に（１）と（４）の方法で消費者から問い合わせがあった場合には伝達して回答をしてほしいというふうに思うのです。

以上です。

○阿久澤会長 食品添加物のことに関する要望ということですが、これに関して何か事務局のほうでございますか。

○越野上席表示・規格専門官 貴重な御意見ありがとうございます。ここに書かれている 4 つの方法というのは、他法令がございまして、それに並びをとって手段として可能なものを整理させていただいているものでございます。基本的には近崎委員がお考えのように、

消費者に適切に情報が伝わるということが主でございますので、そのように適切に伝わるようにこれからも指導というか、そのように取り組んでいきたいと考えております。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

森光委員、お願いいたします。

○森光委員 今回の改正は大変適正といいますか、効率化されていて、火災事例などがあったということで、実際に我々の大学の学生実験で水分や油分なんかを測定する段階で、常に一定の値になるまでいなさいという夜遅くまで学生実験がかかってしまうということを考えると、ある程度実際の実需者たちが少しやりやすいように改正された、とてもいい改正になっていると思います。

ただ、3タイプあった、今いろいろな商品が出ているという中で、特に分けやすいもの、すなわち完全にミセル状になっているものとか、分離しているものがクリアなタイプのものは水分とか油分は扱いやすいのですけれども、ここにあるような半固体状のものがごろごろと入っていたり、いろいろなもので、この中の規定では恐らく固形物を可能な限り均一にしてからやりなさいと。恐らくブレンダーみたいなものが一つとやって、それが基本的に水分をはかるときのむらを生じさせたりするのですが、今後、ある程度そこにもう少し工夫があったほうが、例えば分けて測定してもいいとか、ある程度細かいブレンダーで大分ホモジネートした後に分離する、それを取り除くみたいな形で分けてというような可能性というのは、この出したところで何か意見なんかは出なかったでしょうか。

○阿久澤会長 原案作成委員会のほうからお願いいたします。

○原案作成機関（田中） FAMIC で分析を担当しております田中と申します。

このドレッシングの前処理の方法ですけれども、今回改正で載せてある方法で幾つかの試験所で共同試験をやった結果に基づいて確認しているということでございますので、もしそれ以上のよい方法が論文等で紹介されれば、またその方法を共同試験を行って確認し、採用していくということになると思います。よろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

御意見等出尽くしたようですので、ドレッシングの日本農林規格について原案どおり改正するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 異議はないようですので、その旨報告させていただきます。

それでは、次に乾燥スープの日本農林規格の見直しについて審議を行います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 引き続きさせていただきます。参考資料の9を先に説明させていただいて、乾燥スープの概要について御説明させていただきたいと思います。

ここに書いてございませんけれども、乾燥スープとは、食肉、魚介、野菜、海藻等の煮出し汁に調味料、砂糖類、食用油脂及び香辛料等を加えて調整し、粉末状または顆粒状または固形状に乾燥したものであって、水を加えて加熱し、または水を加えることによってスープ状になるものをいいます。非常に難しい定義なのですが、煮出し汁をつくって、これに調味料を入れて、それを乾燥させたものに水を加えて加熱したり、お湯を入れてそのままスープにするものが乾燥スープですという定義でございます。

乾燥スープは3種類ございます。（１）の食肉または魚介の風味を有する清澄なスープとなるのが乾燥コンソメ。この「清澄なスープ」というところにポイントがあり、これを「乾燥コンソメ」と言っております。（２）で水や牛乳を加えることにより濃厚で不透明なスープとなる「乾燥ポタージュ」、この「不透明なスープ」というのが乾燥ポタージュのポイントになります。それ以外のワカメスープや卵スープなどの「その他の乾燥スープ」というのがございます。

規格の内容でございますけれども、まず水分。乾燥しているもので乾燥中に腐敗等が起こっても困りますので、まず水分を一定以下にするということが定められています。２点目に、これは消費者の観点から塩分を減らしてほしいというような御要望もありまして、塩分を12グラム以下というような規定になっているということでございます。また、全窒素分でございますけれども、一定のうまみ成分がなければいけないということで、アミノ酸等々の指標として全窒素分があるということでございます。その次に「食肉、野菜、海藻等のエキス、又はたん白加水分解物の使用量」ということで、具体的に一定量のこういうものを使ってくださいというものが規定されている。これは主な内容を規定して、規格ではもう少し品目ごとに細かく規定しているわけですが、このようなことが内容として規格としては定められているというものでございます。

次に、規格調査の概要を資料を用いて説明させていただきます。

また資料に戻っていただきまして、資料４の３ページ目を見ていただきたいと思います。

（１）の「製品の流通実態」は先ほど説明したとおりでございます。

「（２）JAS規格の基準」を少し詳しく説明させていただきますけれども、JAS規格では、調理前の商品の状態を規定した「性状」、まず溶かす前の状態を規定した性状、そして調理方法に従ってスープにした際の「溶解性」、ちゃんとお湯に溶けるかという問題です。調理後の香味及び色沢等の基準を定めた「調理後の状態及び食味」、そして乾燥の指標を定めた「水分」、塩味の指標を定めた「食塩」、うまみの指標を定めた「全窒素分」及び「食肉、野菜、海藻等のエキス又はたん白加水分解物の使用量」等が定められている。これが規格の内容です。

この規格基準に基づいて検査をした結果、JAS品は全て基準を満たしていたという標準規格として十分役立っていたということでございます。

そして、非JAS品でございますけれども、非JAS品の乾燥コンソメで1件、その他のスープ1件において食塩の基準値を上回っている製品が確認されたということでございます。

そうということで、JAS では一定の塩分を下げしてほしいという消費者の要望を用いた規格というものが JAS 品については生きているということになるのかもしれませんが。

次に、4－5 ページ目を見ていただきたいと思います。続きまして生産状況と格付状況でございますけれども、表 2 で生産状況でございますけれども、この表では乾燥コンソメと乾燥ポタージュの生産量を書いてございますけれども、平成 23 年度では約 3 万 1,000 トンとなっており、生産量の約 65%が乾燥ポタージュになっているということでございます。

格付の状況でございますけれども、次ページの表 4 を見ていただきたいと思いますけれども、格付率が 50.3%と流通品の半分程度が JAS マークがついていると、業界の方々に頑張っていて JAS 品をつくっていただいているという実態がございます。

そして、製造業者ですけれども、(3)の「規格の利用状況」でございますけれども、53 社のうち 6 者が認定事業者になっています。

規格の利用状況でございますけれども、JAS 規格の製造業者では製造の基準とか品質管理の基準として、また、消費者等へ品質を第三者が確認した製品を提供しているということと消費者の方々に遡及する効果を狙って格付を受けているという実態があったということでございます。

次に、改正概要です。4－8 ページ目を見ていただきたいと思います。

規格の位置づけについて、先ほど説明したように、格付率も高く、事業者も頑張っているということでございます。また、基準として一定のスタンダードとして役立っていることを踏まえまして、引き続き標準規格として位置づけることにしております。

改正の概要でございますが、異物の削除と添加物の改正は先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

そして、最後に全室素分の測定方法の改正ということでございます。これは、昨年 7 月 22 日の調査会の風味調味料の審議において、当時 JAS 調の委員でおられました受田委員のほうから、誤差の規定方法を修正するというものでございます。その理由というのは、標準偏差ということで誤差を規定しているのですけれども、その閾値が濃度によって変動するというので、より具体的に規定するのであれば相対標準偏差にすべきではないかという御指摘を踏まえまして、その誤差の規定ぶりを変えるということでございます。測定の内容については変わるものではございません。誤差の表記だけが変わるということでございます。

以上が改正案の概要です。告示の段階でまた字句が変わる場合がありますので御承知願いたいと思います。

次に、パブリックコメントの内容ですが、21 ページ目をおあげいただきたいと思います。

7 月 22 日から 8 月 20 日までの間に行いましたけれども、パブリックコメントは寄せられませんでした。また、事前意図公告についてのコメントもありませんでした。

以上で農林水産省からの説明を終わらせていただきます。

○阿久澤会長　ありがとうございました。

それでは、原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（高崎）　それでは、原案作成委員会での議論の概要について御説明させていただきます。

乾燥スープの日本農林規格の確認等の原案作成委員会でございますが、これにつきましては高野克己東京農業大学副学長（現学長）を委員長といたしまして、消費者、製造者、実需者等の各分野の代表 14 名の委員から成る合議体で、事務局を独立行政法人農林水産消費安全技術センターが務めたところでございます。

委員会につきましては、平成 25 年 2 月 18 日に開催しまして、規格の位置づけと改正内容について審議を行いました。

初めに規格の位置づけでございますが、当該規格の利用状況を踏まえまして、生産、取引または使用の際に一定のスタンダードとして機能しているということから標準規格として位置づけることが適当と議決されました。

次に、規格の改正につきましてですが、品目横断的な改正といたしまして JAS 規格の制定見直し基準に基づいて遵守義務のある規格等との関係整理の観点から異物の削除について、また、遵守義務のある規格等との関係整理及び食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝える観点から、食品添加物の改正について検討を行いました。

その結果、異物につきましては食品衛生法で監視・指導が行われている実態を踏まえると削除が適当であること、食品添加物の基準改正につきましては、現行規格のポジティブリストの規定にかえまして、コーデックスの食品添加物の使用に関する一般原則にのっとり、食品添加物の使用を必要かつ最小限とし、その使用目的等について消費者に対し情報提供を行う旨の規定に改正することが適当と議決されました。

なお、食品添加物の改正につきましては、一部の消費者委員の方から、改正後の基準が適切に運用されるかどうか不安なので判断を保留するとの意見がございました。

個別規格の改正事項はございませんでした。

以上でございます。

○阿久澤会長　どうもありがとうございました。

それでは、乾燥スープの日本農林規格の改正案について御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

山根委員、お願いいたします。

○山根委員　きょうはおくれての参加で申しわけありませんでした。

先ほどのドレッシングと同じ食品添加物の使用について大きな改正が行われるというふうに思っています。ぜひ消費者にメリットがあるように適切に運用していただきたいと思います。

もう説明があったのかもしれないのですが、こうした改正が決定となった後の猶予期間等々のスケジュールというのか、そのあたりをちょっと教えていただければと思います。

○阿久澤会長 それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 貴重な御意見ありがとうございます。

まず1点、山根委員のほうから大きな改正なので消費者の利益になるようにしっかりと対応していただきたいという御意見、これは事務局のほうでしっかりと受けとめさせていただきます。

2点目に猶予期間の問題でございます。これは2つの問題がございます。まず1つは、事業者側が情報提供するというシステムをしっかりとつくり上げなければいけません。そのためには関連の規格のほかにもいろいろな告示があったり、いろいろなことに対応しなければいけません。まず、それは一定の猶予期間を持つと。それは業界の方々と調整して、これで行けるねというふうになってスタートしたいと、もう一つ、業界の中でいろいろ調整しなければいけないことがございます。その部分については、大きな改正でございますので、そこは業界の方々と調整をとりながら適切にやっていきたいと思っております。

消費者の方々に不利にならないように、そして、この改正というのは消費者の方々に適切な情報というのがちゃんと届いて、そして添加物のことをよくわかっていただく、そういうことを大きな目標としていますので、努力させていただきますのでよろしく御理解いただきたいと思いますと思っております。

○阿久澤会長 よろしいでしょうか。

○山根委員 そういったいろいろな経過の途中の段階もなるべくわかりやすく説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○阿久澤会長 そのほかございますでしょうか。

ほか御意見もございませんようですので、乾燥スープの日本農林規格について原案どおり改正するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長 異議はないようですので、この旨報告させていただきます。

それでは、次の議題ですが、醸造酢の日本農林規格の見直しについて審議を行います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 引き続き説明させていただきます。参考資料の10ページ目をおあけいただきたいと思います。

醸造酢についてです。昔は醸造酢と合成酢の2つあわせて食酢と言っていましたが、JAS規格の見直しの中で合成酢を規格から削除したことから、規格名を醸造酢に変更したという経緯がございます。

食酢は、米、麦などの穀物、果実、野菜、さとうきび、はちみつ、アルコールなどを原料として、これを酢酸発酵させて製造した醸造酢と、氷酢酸または酢酸を原料とした合成酢の2つに分類されます。

JAS 規格では、このうち醸造酢について基準を定めており、醸造酢には米酢や米黒酢などの穀物を原料とした穀物酢や、リンゴ酢やブドウ酢などの果実を原料とした果実酢などがあります。

穀物酢の中に米を原料とした米酢と、米の使用量が多くて熟成発酵で色をつけた米黒酢があります。それ以外の穀物酢というものがあります。

あと、果実酢の中でリンゴを使ったものがリンゴ酢、ブドウを使ったブドウ酢、あと、その他野菜などを使った酢もこの中には含まれます。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。資料の 5－3 ページ目をおあげいただきたいと思います。

これも独立行政法人農林水産消費安全技術センターが調査を行った内容をここに書いてございます。きょうはそのポイントを説明させていただきます。まず、品質の実態でございますけれども、（２）の部分ですけれども、JAS 規格では、色沢、香味、異味異臭について規定した「性状」、醸造酢の特徴である酸味を規定した「酸度」及び添加される糖類等の制限や味のバランスを規定した「無塩可溶性固形分」等の規定がされています。

そのほかに米黒酢については、上記に加えて米の使用量を担保するために規定した「全窒素分」及び適切な発酵・熟成を担保するために規定した「着色度」が規定されています。

流通品を検査した結果、非 JAS 品の酸度で 1 件、無塩可溶性固形分で 3 件、全窒素分で 1 件、JAS 規格の基準に適合していないものがありました。

JAS 品については全て適合していました。

次に、生産状況でございますけれども、5 ページ目を見ていただきたいと思います。表 2 の生産数量の推移でございますけれども、平成 23 年度の醸造酢の生産量は約 40 万キロリットルとなっています。

次に、表 3、その下を見ていただきたいのですけれども、格付の状況ですが、平成 23 年度の格付率は約 40%となっています。

次に、5－6 ページ目の規格の利用状況でございます。（３）ですけれども、製造事業者 180 社ございますけれども、そのうち 55 社が認定事業者となっています。多くの事業者が JAS の認定工場として取り組んでいる実態がある。それぞれの認定事業者は自社の製造または品質管理のためとか、消費者への遡及効果を高めるために JAS を行っている、そのような実態があるということでございます。また、取引でも一部使われ、活用されているというような実態でございます。

次に、改正案の概要について説明させていただきます。資料 5－8 を見ていただきたいと思います。規格の位置づけでございますけれども、規格調査で報告したとおり、規格の活用状況というのが一定のスタンダードとなっていることが確認されましたので、引き続き標準規格として位置づけさせていただきたいということでございます。

改正案の内容でございますけれども、異物の削除、食品添加物の改正、全窒素分の測定方法の改正は先ほど説明させていただいた内容と同じでございます。

次に、パブリックコメントの結果でございますけれども、資料の5－18ページを見ていただきたいと思います。7月22日から8月20日までパブリックコメントを行いましたけれども、特段御意見はございませんでした。事前意図公告を行いましたけれども、それについてのコメントも特になかったということでございます。

農林水産省からの説明は以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、醸造酢の日本農林規格の改正原案を作成しました原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（高崎） それでは、原案作成委員会での議論の概要でございます。

醸造酢の日本農林規格の確認等の原案作成委員会につきましては、田所忠弘東京聖栄大学健康栄養学部教授を委員長といたしまして、消費者、製造業者、実需者等、各分野の代表の方16名の委員から成る合議体で、その事務局を独立行政法人農林水産消費安全技術センターが務めました。

委員会は、平成25年2月28日と4月18日の2回開催いたしまして、1回目の委員会では規格の位置づけと改正事項の整理を行い、2回目の委員会で具体的な改正内容について審議を行ったところでございます。

初めに、規格の位置づけでございますが、当該規格の利用状況を踏まえまして、生産、取引、または使用の際に一定のスタンダードとして機能しているということから標準規格として位置づけることが適当と決議されました。

次に、規格の改正につきましては、まず、品目横断的な改正といたしましてJAS規格の制定見直しの基準に基づき、遵守義務のある規格等との関係整理の観点から異物の削除について、それから、遵守義務のある規格等との関係整理及び食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝える観点から食品添加物の基準の改正について検討を行いました。

この結果、異物につきましては食品衛生法で監視・指導が行われている実態を踏まえると削除が適当であること、食品添加物の基準の改正につきましては、現行のポジティブリストの規定に変えまして、コーデックスの食品添加物の使用に関する一般原則にのっとり、食品添加物の使用を必要かつ最小限とし、その使用目的等について消費者に対し情報提供を行う旨の規定に改正することが適当と議決されました。

また、生産者委員から食品添加物基準の改正に際しまして、醸造酢の製品特性等を考慮いたしまして、コーデックスの一般規格3.2、これは食品添加物の使用の妥当性の部分でございすけれども、これにつきましては一定期間適用を猶予すべきとの要望がございまして、原案とともにその旨を農林水産省のほうに報告したところでございます。

なお、個別規格について改正事項はございませんでした。

以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、醸造酢の日本農林規格の改正案について、御質問や御意見等はございますでしょうか。

村瀬委員、お願いいたします。

○村瀬委員 最後の説明にありました食品添加物の一般原則の猶予を設けるように要望をされたということですが、それに至った経緯、説明を少ししていただければありがたいなと。

○阿久澤会長 お願いいたします。

○原案作成機関（高崎） 原案作成委員会での業界委員の方の御意見といえますか、御発言の中で、食酢につきましては、これまでも製造工程の中で食品添加物を極力減らすことが可能な調味料という位置づけで、業界自体としてもそういったことに取り組んでいるという状況でございまして、そういった中で添加物の改正自体は構わないのですけれども、改正することによって、現在業界として取り組んでいる中で会員が混乱してしまうといえますか、そういうことが危惧される部分もありまして、現在の会員の方々の取り組み状況を十分把握した上で今回の改正に移行したほうがいいのではないかとこの要望があったということでございます。

○阿久澤会長 よろしいですか。業界会員の取り組み状況を把握した上でとのことですが。

○村瀬委員 最終的に当分の間というのはどのぐらいをイメージされているのか、少し御意見をいただければ。

○越野上席表示・規格専門官 今、附則で対応するということで、規定ぶりはこのまま改正するという事で業界の方々からも御了解いただいておりますし、原案作成委員会なども可決しておりまして、その附則というのは行政上の混乱を避けるために行政が一定の期間設けるものということで、その一定期間というよりも、状況を把握しながら少しずつ検討していくというものの扱いでございますので、そのように御了解いただければと思います。よろしいでしょうか。

○阿久澤会長 よろしいでしょうか。

○村瀬委員 目安はないということでしょうか。

○越野上席表示・規格専門官 目安がないというよりも、目安というのは業界の状況だということで御理解いただければと思います。

○阿久澤会長 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そのほか特に御意見等ないようですので、醸造酢の日本農林規格について原案どおり改正するという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 それでは、異議がないようですので、その旨報告させていただきます。

まだ議題のほうは残っておりますが、ここで5分間休憩させていただきたいと思います。再開は3時50分ということでお願いいたします。

（午後3時43分休憩）

(午後 3 時 50 分再開)

○阿久澤会長 それでは、あと 2 つです。よろしくお願いいたします。

次の議題ですが、生産情報公表牛肉の日本農林規格及び生産情報公表豚肉の日本農林規格の見直しの審議を行いたいと思いますが、この 2 つの規格の見直しにつきましては、同じ畜産物にかかわる生産情報公表の日本農林規格の確認ということであることから一括して審議させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。異議がないようですので、これらの 2 規格を一括して審議したいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 それでは、資料 6 と資料 7 及び参考資料を用いまして生産情報公表牛肉・豚肉の日本農林規格の見直しについて説明させていただきます。

生産情報関係の JAS を担当しております大貝補佐も質疑に対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考資料を用いまして先に説明させていただきます。

こちらの資料を見ていただけますでしょうか。最初に、生産情報公表 JAS というのはどういうものか、そして、豚肉・牛肉はどのように情報が伝達されているのか、また、どういった情報を消費者に伝達されているのか、この 3 点を説明させていただきたいと思っております。

生産情報公表 JAS でございますけれども、BSE の発生や最近の食品の不正表示を背景として、消費者の食の信頼の確保を目的として食品の生産情報を消費者に正確に伝えることを第三者機関が認定する規格として、平成 15 年に生産情報公表牛肉が、平成 16 年に生産情報公表豚肉が制定されたということでございます。

目的は消費者の食の信頼の確保が大きな目的、そして内容としては生産情報を正しく伝えていることを第三者が認定する、こういうような規格の内容だということでございます。

次に、JAS 規格による情報伝達の仕組みについて説明させていただきますけれども、参考資料の 11 ページ目の上段のフロー図を見ていただきたいと思います。

まず、JAS 規格で 2 つのパーツに別れております、「生産者」と上に書かれていますけれども、この生産者が肥育、牛を育てたり、豚を育てたりするわけですが、その生産者が育てたときの情報というものを認定生産行程管理者が管理・記録・公表する、これが一つのベースになります。そして、生産情報を肥育した豚、牛が屠畜場で屠殺されて枝肉になります。この枝肉が消費者に直接届くことはございません。枝肉にされたものが、右側の加工業者によって部分肉にされたり、また、小売店によって精肉にされている、こういうように生産から屠殺の一つのパーツと、その生産された枝肉を小分けして消費者に届けていく小分けの 2 つのパーツに分かれているということでございます。

JAS の制度では、生産の関係が認定生産行程管理者という言葉を使っております。その生産行程管理者が使ったものを小分けする者を認定小分け業者と、このように2つに分けております。ですから、消費者の方々に情報を最終的に伝達するためには、生産者が管理・記録した情報を認定小分け業者が受け取って、それを最終製品に付加して消費者に伝達する、このような仕組みになっているということでございます。

次に、どのような情報が消費者の方々に伝達されるのかということについて説明させていただきます。

参考資料の次のページを見ていただきたいと思います。左側に商品のイメージが書かれておりますけれども、これは牛肉の場合ですけれども、個体識別番号というのがあります。これを検索すると、例えば①の「商品に表示されているホームページアドレス」をクリックをして、この個体識別番号というものを入力することによって見るることができるものが右側の情報となります。牛肉の場合は牛トレーサビリティ法がございまして、個体識別番号とか出生年月日とか管理者の住所とか情報の記録を公表することが義務づけられているのですけれども、JAS 規格の中では、その情報に加えまして、下から2番目、「管理者が給餌した飼料の名称」、混合飼料（オカラ、酒粕）とか、何の餌を与えたかという情報と、その一番下ですけれども、「管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称」。薬効別分類というのは、合成抗菌剤というのが薬効別分類でありますけれども、そして名称というのがスーダンという薬剤の名称と、こういうものを牛トレーサ法に加えて情報として伝達する、こういう仕組みでございます。これが流れとなります。

豚については情報公表の牛トレーサ法のような規定がございませんので、牛肉についてはここに書かれているような情報は JAS では特色になります。そういうようなことで、JAS 規格においては商品に情報を付加することでの特色規格としての位置づけで JAS 規格を制定しているということでございます。これが生産情報系の仕組みになっています。

次に、規格調査の概要について御説明させていただきます。資料6－4ページ目を見ていただきたいと思います。

生産情報公表牛肉の生産状況と格付状況を説明させていただきますけれども、表1の平成23年度の牛肉の国内生産量が約51万トン、輸入が約74万トン、合計で124万トンが国内に供給されている量です。

次の表2を見ていただきたいと思いますけれども、この124万トンの国内生産の中で生産情報公表牛肉の JAS マークがついた枝肉が生産されている量、枝肉と部分肉が格付されている量でございますけれども、この表2の平成23年度を見ていただきたいと思いますけれども、3,727トンが格付されている数量になります。この数量でございますけれども、全体の供給量に比べますと約0.32%と非常に少ない量になっているというのが実態でございます。

そして、認定生産行程管理者、6－5ページ目の「（2）格付の状況」のところですが、認定生産行程管理者が26者と、26事業者が認定事業者になっていて、26者のうち5者が海外ということでございます。

その中で小分けされている数量でございますけれども、6－6ページ、表3を見ていただきたいと思います。平成23年度が161トンということになります。ですから、124万トンは国内で流通されていますけれども、その中で約0.32%が枝肉とか部分肉にJASマークがついていて、さらにそれが小分けされて消費者に届いている数がおおむね161トン程度と非常に微量な、微量と言って恐縮なのですけれども、161トンが消費者に回っている可能性がある、そういうような状況になってございます。

次に、規格の利用状況でございますけれども、資料の6－7を見ていただきたいのですが、格付率が少ない状況がありますけれども、非JAS品でJAS規格に準じた情報というものを公表している事例もあるということでございます。そして、JASを行っているところも信頼確保とかそういうような目的でやっている、そのような状況になっているということが実態でございます。

それで、牛肉についての確認案ですけれども、6－8ページ目を見ていただきたいと思えます。特色規格というのは、特色があるから規格なのですから、その評価において格付率というのは余り評価しないことにしております。なぜかという、格付率が100%になってしまうと何も特色でなくなってしまうので、数量が少なくてもいいのですけれども、それが一つのスタンダードとして役立っているかということが重要なことでございます。その評価を考えたときに、先ほど御説明をさせていただいたように、情報公表の仕組みがあって、そして情報を公表する内容というものがあって、その内容で消費者の方々の関心がある何を餌として与えているのか、何の薬剤が使われているのかという情報を付加するということは引き続き特色規格としての位置づけとして考えてよいのではないかとことから特色規格として位置づけるというふうにごここに書いてございます。

そして、改正内容でございますけれども、それは後ほど原案作成委員会から報告がございまして、改正する事項は特段ないということで、確認ということで今回は確認させていただきたいということが今回の説明の内容でございます。

それで、パブリックコメントの概要でございますけれども、資料の6－14ページ目を見ていただきたいのですが、パブリックコメント期間中に3件ございました。内容については6－15ページ目を見ていただきたいのですが、内容は、公表する生産情報にアニマルウェルフェアのことで、下に書いてある1頭当たりの肥育面積とかビタミンAの抑制の有無とか除角の有無とか期間等を情報として入れることができないだろうかということのパブコメの意見が3件ございました。

これにつきましていろいろ検討したのですけれども、この情報が本当に必須情報とする必要があるのかということもさらに詰める必要があるということで現行どおりとさせていただきますということでございます。ただし、これらの情報は付加情報として幾らでも情報をつけることができます。

次に、資料7の説明に入らせていただきます。次は、生産情報公表豚肉でございます。7－4ページ目をおあけいただきたいと思います。

生産数量が平成 23 年度に約 128 万トンと書いてございます。国内生産量が 128 万トン、輸入量が 120 万トンということで、合計で約 248 万トンが国内で需給されています。この中で格付をされているものが、表 2 で見ていただきたいのですけれども、格付数量は 210 トンと非常に少ない状況でございます。そして、小分け業者の数なののですけれども、平成 21 年度以降は小分けの実績がないということでございますので、平成 21 年度以降は消費者の方々に JAS マークがついたものが届いていない可能性が十分にある、そのような状況でございます。

生産状況はここに書かれているとおりでございます。

次に、内容は牛肉と同じでございます。

次に、7－8 ページ目を見ていただきたいと思います。確認案の概要でございますけれども、規格の位置づけは、引き続き特色規格と位置づける。確認案の概要は、適正であるとして確認する、このような内容でございます。

パブリックコメントでございますけれども、7－13 ページ目を見ていただきたいと思いますけれども、パブリックコメントが 13 件来たうち 12 件が改正案に関することでございます。定義については同じようにアニマルウェルフェアに関するこれらの去勢の有無とか、妊娠豚用檻があるかとか、このような情報を付加情報として入れることができないかというものでございます。これも先ほどの牛肉と同じように、この内容を必須とするかについては必要性とかを十分議論しなければいけないので、今後の課題とさせていただきたいということでございます。また、付加情報として追加することはできるということを説明させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○阿久澤会長　ありがとうございます。生産情報公表牛肉の日本農林規格及び生産情報公表豚肉の日本農林規格の確認原案を作成いたしました原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（高崎）　それでは、原案作成委員会の議論の概要でございます。

まず、生産情報公表牛肉の日本農林規格の確認等の原案作成委員会でございます。この委員会につきましては、高野克己東京農業大学副学長（現学長）を委員長といたしまして、消費者、生産者、実需者等の各代表の方々 12 名の委員から成る合議体で、その事務局を独立行政法人農林水産消費安全技術センターが務めました。

委員会は、平成 25 年 4 月 12 日に開催いたしまして、規格の位置づけと改正内容について審議を行いました。

初めに規格の位置づけでございますけれども、この規格につきましては生産履歴が提供されるということで一般製品との差別化が図られているということから特色規格として位置づけることが適当と議決されました。

次に規格の改正につきましては、規格調査の結果及び JAS 規格の制定見直しの基準を踏まえて検討した結果、改正事項はございませんでした。

以上でございます。

続きまして、生産情報公表豚肉の原案作成委員会の概要でございます。この生産情報公表豚肉の日本農林規格の確認等の原案作成委員会につきましては、同じく高野克己東京農業大学副学長（現学長）を委員長といたしまして、消費者、生産者、実需者等の各分野の代表の方 11 名の委員から成る合議体で、その事務局を独立行政法人農林水産消費安全技術センターが務めました。

委員会は、平成 25 年 4 月 12 日に開催いたしまして、規格の位置づけと改正内容について審議を行いました。初めに規格の位置づけにつきましては生産履歴が提供されるということで一般製品との差別化が図られるということで特色規格として位置づけることが適当と議決されました。規格の改正につきましては、規格調査の結果及び JAS 規格の制定見直し基準を踏まえて検討した結果、改正事項はございませんでした。

以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

説明のほうは 2 つの確認案を一緒にしていただきましたが、審議のほうは別で行いたいと思います。

初めに、生産情報公表牛肉の日本農林規格の確認案について審議を行います。この確認案につきまして御質問や御意見等はございますでしょうか。

棕田委員、お願いいたします。

○棕田委員 この確認案自体には異論はないのですが、役立っているかどうかを判断する上で、消費者がこうした生産情報にどの程度アクセスをしているのかということについては何か調べられているのでしょうか。もう少し消費者に認知をされて、こうした生産業者がふえていかないといけないのですが、今はむしろ業者が減っている状況です。立派なシステムがあっても余り有効活用されていないのではないかと思います。消費者がどの程度アクセスをされているのか、もし何か情報があれば教えていただければと思います。

○大貝表示・規格課課長補佐 御意見ありがとうございます。

消費者のアクセス数というのは把握できていないところなのですが、見直しの中でも認知度が足りないという御意見は確かにありました。それで、いろいろな手法を使って認知を広めていく必要はあると思いますけれども、例えばパンフレットを配布するとかそういうことではなかなか広まらないということで、私は有機食品も担当しておりますけれども、同じような意見がそちらからもあります。

今やっていることは、有機のほうですけれども、ホームページに生産者の情報を公表して、こんな方がこういうものをつくっていますということを公表しています。そういう同じような取り組みが生産情報のほうでもできないかということを検討しているところです。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。異論なしということですが、非常にすばらしい特色規格ということで、今後多く利用されていくようにどのように認知されている

かという問いなのですが、それに関しまして、確かにこれは豚肉のほうも多分同じようなことだと思いますが、豚肉のほうはまた後の審議になりますが、これに関して何か皆さんのほうでこうしたらどうでしょうかというような御意見がもしございましたら、せっかくですので、今、棕田委員のほうからもそういった御意見が出ましたので、ありましたらどうぞ。また後ほどの豚肉のところでも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか何か。

どうぞ、菅委員。

○菅委員 牛肉の生産情報公表 JAS というのは、やはり BSE を発端としてつくられて、当時、私ども消費者団体としても固体識別番号を調べるということと、この生産情報公表 JAS がありますよということで、セットでずっと消費者の皆さんに情報提供といいますが、こういうものできちんと確認できるのですよということで御案内していたような気がいたしますが、やはりなかなか固体識別番号もよくよく聞いてみると調べられていないということがあったり、一番活躍したのが、実は 2 年前の放射能騒ぎのときだったというお話を伺ったことがございますけれども、ただ、きちんとしたこういった規格をなくしてしまうのではなくて、結局私たちが、では、消費者が調べてみようかといったときに格付されていない、情報提供されていないという場合もありますし、その辺は生産される方々と、それを利用される流通の方々がいらっしゃるかもしれませんけれども、それプラス、消費者がきちんと興味を持っていくというのが非常に大事だと思いますし、こういったものがあるということを再認識して、それぞれがこういうものを活用できるのだ、こういうものがありますということは意識していかなければいけないというふうに思います。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

そのほか、関連の御意見でもよろしいですし、別の意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、そのほか御意見等ございませんようですので、生産情報公表牛肉の日本農林規格について、原案どおり確認するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長 異論はないようですので、その旨報告させていただきます。

それでは、次に生産情報公表豚肉の日本農林規格の確認案について審議を行います。確認案について御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

類似した内容ですので、もう御意見等は出尽くしているかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、生産情報公表豚肉の日本農林規格について原案どおり確認するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿久澤会長 異論はないようですので、その旨報告させていただきます。

ここで議題の（１）及び（２）の審議結果について確認させていただきます。報告案の配付をお願いいたします。

（報告案配付）

○阿久澤会長 報告案をごらんください。お配りした報告案は、いずれも原案のとおりとなっておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 それでは、報告案の一番上についております「（案）」を削除して報告することといたします。

続きまして、議題（３）のその他になりますが、事務局から何かございますでしょうか。

○越野上席表示・規格専門官 今後の予定だけ１つ御説明させていただきます。調査会の日程等につきましては、JAS規格の制定等の見直しについては省令第１条に基づきまして日本農林規格の制定等の計画を公表することになっております。その計画に基づいてさせていただいているのですけれども、今回は来年の２月を目途にさせていただく予定でございますので、そのようなスケジュールでよろしくお願いしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

以上で本日の全ての議題が終了いたしました。円滑な議事進行に御協力いただきましてどうもありがとうございました。

議事進行を事務局にお返しいたします。

○越野上席表示・規格専門官 本日は、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。御審議いただきました日本農林規格につきましては速やかに告示ができるよう所要の手続を行う予定でございます。

以上をもちまして「農林物資規格調査会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。